

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月16日
【事業年度】	第17期（自平成20年10月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	アクセルマーク株式会社
【英訳名】	AXEL MARK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 靖弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03 - 5324 - 2440
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 渡邊 祐也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03 - 5324 - 2440
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 渡邊 祐也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第13期 平成17年9月	第14期 平成18年9月	第15期 平成19年9月	第16期 平成20年9月	第17期 平成21年9月
売上高 (千円)	-	-	-	-	3,893,919
経常損失 () (千円)	-	-	-	-	45,947
当期純損失 () (千円)	-	-	-	-	457,851
純資産額 (千円)	-	-	-	-	-
総資産額 (千円)	-	-	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純損失金額 () (円)	-	-	-	-	15,872.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	-
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	201,398
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	219,271
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	194,314
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	722,730
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 第17期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当連結会計年度末において、子会社が存在しないため当連結会計年度においては連結貸借対照表を作成しておりません。そのため、第17期の純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率及び従業員数については記載しておりません。
4. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第17期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第13期 平成17年9月	第14期 平成18年9月	第15期 平成19年9月	第16期 平成20年9月	第17期 平成21年9月
売上高 (千円)	734,845	1,400,853	2,024,482	3,586,206	2,759,218
経常利益又は経常損失 () (千円)	63,498	112,702	182,797	75,998	53,129
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	16,546	62,609	104,748	33,521	457,851
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	82,500	125,000	140,000	563,900	563,900
発行済株式総数 (株)	14,118	22,618	22,768	28,877	28,877
純資産額 (千円)	236,087	381,651	507,013	1,372,625	888,981
総資産額 (千円)	448,223	643,524	926,970	2,067,261	1,534,100
1株当たり純資産額 (円)	16,722.44	16,873.79	22,268.67	47,533.51	30,659.03
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	175 (-)	415 (-)	690 (-)	1,000 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	1,893.44	2,850.55	4,607.77	1,291.44	15,872.26
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	1,275.37	-
自己資本比率 (%)	52.7	59.3	54.7	66.4	57.6
自己資本利益率 (%)	10.0	20.3	23.6	3.6	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	50.9	-
配当性向 (%)	9.2	14.6	15.0	77.4	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	85,200	13,219	232,134	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	78,725	50,599	327,108	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	71,146	76,573	864,586	-
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	-	228,191	240,946	546,289	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	24 (4)	27 (4)	36 (12)	48 (18)	51 (9)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第17期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 第13期から第15期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第17期の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

7. 第13期から第15期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 第13期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 第17期は連結財務諸表を作成しているため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

10. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

11. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第14期の財務諸表並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期以降の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第13期については、当該監査を受けておりません。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

12. 当社は平成17年1月27日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

13. 第14期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2【沿革】

年月	事項
平成6年3月	東京都千代田区東神田にキャラクター商品の企画及び著作権、商標権、意匠権の管理（プロパティ事業）を目的とした、株式会社マッキナを設立（資本金10百万円）
平成9年12月	株式会社ハイジに商号変更
平成10年10月	本店を神奈川県藤沢市鶴沼に移転
平成12年3月	株式会社セプテーニ（注1）への第三者割当増資を実施し、同社のグループ会社となる
平成12年4月	本店を東京都新宿区西新宿に移転
平成13年1月	株式会社ディーディーアイ（注2）EZwebメニューサービスにおいてモバイルコンテンツの有料配信を開始
平成13年2月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」と言います。）「iモード®」メニューサービスにおいてモバイルコンテンツの有料配信を開始
平成13年3月	ジェイフォン東日本株式会社（注3）J-Skyメニューサービスにおいてモバイルコンテンツの有料配信を開始
平成14年10月	経営改革の一環として事業の中心をコンテンツ・メディア事業に変更
平成14年11月	広告事業を開始
平成16年3月	成果というユーザーのアクションに対して広告料が支払われるモバイル版成果報酬型広告サービス「Keitai net」のサービスを開始
平成17年1月	株式会社NTTドコモiモードメニューサービスにおける着うた®サイト並びにKDDI株式会社EZwebメニューサービスにおける着うた®サイト「ベストヒットJ-POP」のサービス開始
平成17年4月	ボーダフォン株式会社Vodafone live！（現Yahoo！ケータイ）メニューサービスにおける着うた®サイト「ベストヒットJ-POP」のサービス開始
平成17年6月	KDDI株式会社EZwebメニューサービスにおける着うたフル®サイト「ベストヒットJ-POPフル」のサービス開始
平成17年8月	ボーダフォン株式会社Vodafone live！メニューサービスにおける着うたフル®サイト「ベストヒットJ-POPフル」のサービス開始
平成17年9月	株式会社ハイジを存続会社として、株式会社ピュアクリック、株式会社HRIを吸収合併
平成17年11月	アクセルマーク株式会社に商号変更
平成18年4月	モバイル版成果報酬型広告「keitai net」と株式会社セプテーニ・コマース・アンド・テクノロジー（注4）が運営する「ECMax mobile」を統合し、「ケータイMAX」としてサービスを開始
平成18年5月	株式会社NTTドコモiモードメニューサービスにおける着うたフル®サイト「ベストヒットJ-POPフル」「ベストヒットMUSICフル」のサービス開始
平成19年4月	株式会社NTTドコモiモードメニューサービスにおける動画サイト「ベストヒット動画」のサービス開始
平成20年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成20年10月	新規事業開発を担当する「やったる課」を新設
平成21年4月	メディアプランニング事業を、新たに設立した株式会社メディアグロウへ会社分割により事業承継
平成21年9月	株式会社メディアグロウを、株式会社セプテーニ・ホールディングスへ売却

（注）1．株式会社セプテーニは、平成18年10月1日付で株式会社セプテーニ・ホールディングスに商号変更しております。

- 2．株式会社ディーディーアイは、平成13年4月1日付でケイディーディーアイ株式会社に、平成14年11月1日付で登記上の名称をKDDI株式会社に商号変更しております。
- 3．ジェイフォン東日本株式会社は、平成13年11月1日付でジェイフォン株式会社、ジェイフォン東海株式会社、ジェイフォン西日本株式会社とジェイフォン株式会社を存続会社として合併したことにより、ジェイフォン株式会社となりました。さらに、平成15年10月1日付でジェイフォン株式会社は、ボーダフォン株式会社に商号変更しております。その後、ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付けで、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
- 4．株式会社セプテーニ・コマース・アンド・テクノロジーは、平成18年10月1日付けで株式会社セプテーニから分割されたクロスメディア事業部に吸収され、株式会社セプテーニ・クロスゲートに商号変更しております。

3【事業の内容】

当社は、ケータイというデバイスを通じ「顧客視点に立った」ネットサービスを提供することにより、コンテンツホルダーのビジネスを加速させることで、社会に貢献することを経営理念として、以下の事業を展開しております。

- (1) 自らが企画・運営する携帯電話専用ウェブ・サイト（以下、「モバイルサイト」と言います。）を通じて主に楽曲等のモバイルコンテンツの配信をモバイルサイトを使用する一般消費者（以下、「ユーザー」と言います。）向けに行う「コンテンツ事業」
- (2) モバイルサイトの運営支援及び受託制作等を行う「ソリューション事業」

なお、当社の親会社は株式会社セプテーニ・ホールディングスであり、当社は同社グループのインターネット関連事業に属しております。また、当社は、連結子会社であり広告事業を営む株式会社メディアグロウの株式を、平成21年9月30日付で当社の親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスへ売却いたしました。これにより、当社は広告事業から撤退し、平成22年9月期以降はコンテンツ事業とソリューション事業の2つの事業を運営していくこととなります。

各事業の具体的な内容は以下の通りです。

(1) コンテンツ事業

当事業におきましては、当社が企画・制作・運営を行うモバイルサイトにおいて、主に「着うた®」（注1）、「着うたフル®」（注1）といった楽曲コンテンツや電子書籍、動画等のコンテンツをユーザー向けに有料で配信しております。当社が運営するモバイルサイトは、各移動体通信事業者（以下、「通信キャリア」と言います。）に申請して承認を得ることで各通信キャリアが提供するメニューサービスの一部として採用されております。したがって、情報料は、各通信キャリアが提供する情報料の回収代行システムを利用して、回収手数料を支払うことでユーザーより情報料を回収することが可能になっております。

なお、当社が運営するモバイルサイトへのユーザーの誘導方法には、各通信キャリアの提供するメニューサービスからのもの、各通信キャリアの提供するメニューサービス以外のモバイルサイトからのものがあります。いずれの方法においても、投下した広告宣伝費に対する会員獲得数、獲得単価及び会員継続率などを考慮し、ROIを重視しております。

各コンテンツを配信するモバイルサイトの運営にあたっては、「ベストヒットJ - POPフル（着うたフル®）」、「ベストヒットCOMICS（電子書籍）」、「ベストヒット動画（動画）」等、共通して「ベストヒット」の名を冠することでブランドイメージの構築、定着に努めております。また、各モバイルサイトの運営者として設定した特定のキャラクターが推奨コンテンツを紹介するなどの手法によって、ユーザーの興味を喚起し、継続的なコンテンツ利用を促しております。

主要サイト一覧（平成21年9月30日現在）

ジャンル	サイト名	主なコンテンツ	情報料（税抜）
音楽配信	・ベストヒットJ - POPフル ・ベストヒットJ - POP ・ベストヒット洋楽 他	着うたフル®・着うた®の配信等	月額300円～5,000円 1曲当たり100円～500円 の従量課金
電子書籍	・ベストヒットBOOKS ・ベストヒットCOMICS ・ベストヒット写真集 他	電子書籍の配信等	月額300円～1,000円 1話当たり50円～1,000円 の従量課金
動画配信	・ベストヒット動画 ・ベストヒットハリウッド+ ・ベストヒットアニメ動画 他	動画の配信等	月額300円～2,000円 1話当たり50円～2,000円 の従量課金

当事業の特徴としては、従来のモバイルコンテンツの主流であった待ち受け画像、着信メロディ等の第2世代（以下、「2G」と言います。）携帯電話（注2）向けコンテンツと比較して、より付加価値の高い着うた®、着うたフル®、電子書籍、動画といった、第3世代（以下、「3G」と言います。）携帯電話（注2）向けコンテンツを主として配信していることが挙げられます。

動画コンテンツにおいて、ワーナー エンターテイメント ジャパン株式会社 ワーナー・ブラザース デジタル・ディストリビューション部門がライセンス提供する長編映画を、携帯電話単体のストリーミングの形で配信可能なサイト「ベストヒットハリウッド+（プラス）」を運営しております。

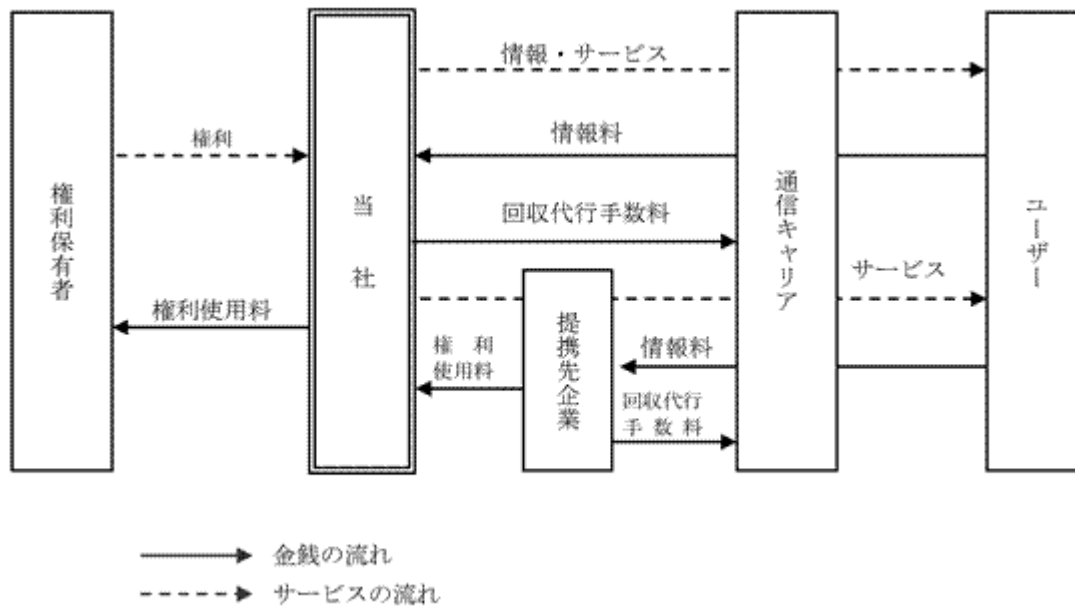
これらのコンテンツは大容量のデータにより構成されており、より早い通信速度が必要なため3G携帯電話によってのみ利用が可能です。しかし、昨今において携帯電話の契約数の成長が鈍化する一方で、2G携帯電話からの世代交代により3G携帯電話の契約数が増加傾向にあるとともに、通信速度のさらなる向上や、パケット通信料定額サービスの開始等、3G携帯電話向けコンテンツ（以下、「3Gコンテンツ」と言います。）を利用する際のベースとなる通信インフラの高度化が進んでおります。

コンテンツの配信にあたっては、レコード会社や出版社等の各コンテンツの権利保有者より配信許諾を得たうえで、通信キャリアを通じてユーザーから回収した情報料の一部を権利使用料として支払うことにより、収益配分（レベニューシェア）を行っております。また、自社で配信するのみならず、権利保有者より配信に関するサブライセンス権を取得、又は、商品化権の許諾を受けて新たにコンテンツ制作を行っており、二次著作権を保有するコンテンツに関し、当社が権利者に代わって、他のコンテンツプロバイダーに配信許諾を行い、権利使用料を受け取っております。

- （注）1．着うた®は、CD（コンパクトディスク）などの音源の一部分を、音源の権利者の許諾を得て携帯電話のユーザー向けに配信するサービスであります。
 また、着うたフル®は、着うた®の音源の1曲全部を配信する音楽配信サービスであります。
 なお、着うた®、着うたフル®は、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標であります。
- 2．2G携帯電話とは、2nd Generationの略称であり、音声通話+従量課金型のサービスを有した携帯電話を指します。3G携帯電話とは、3rd Generationの略称であり、2G携帯電話よりも高速かつ大容量な通信が可能で、契約形態により定額料金で通信する事が可能となっています。
 なお、携帯電話の高機能化によるモバイルコンテンツの携帯電話世代別比較は、以下の通りです。

ジャンル	携帯電話の世代	
	第2世代（2G）携帯電話	第3世代（3G）携帯電話
音楽配信	着信メロディ	着うた®・着うたフル®
電子書籍	文章や画像を組合せ、携帯電話向けのページを配信	閲覧に特化したソフトウェアを利用して提供し、自動スクロールやシーンごとに効果音や振動といった表現技法を付加して配信
動画配信	数秒～数十秒の静止画を組み合わせ、携帯電話向けのページを配信	3G携帯電話では音声を含む15フレーム/秒の動画。さらに高機能端末では、アニメや長編映画など最長2時間程度の動画閲覧が可能

[事業系統図]



(2) ソリューション事業

昨今、企業がモバイルサイトを開設、又は、新製品等のプロモーションにモバイルサイトを活用する事例が増加しております。当社としては、数多くのモバイルサイトを開発・運営してきた実績を基に、モバイルソリューションの提供を行ってまいります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社セプテーニ・ホールディングス (注) 1、2	東京都新宿区	1,997,978	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有) 54.61	役員の兼任あり その他(注) 3
(連結子会社) 株式会社メディアグロウ (注) 4	東京都新宿区	10,000	モバイル・インターネット広告の企画、制作、販売	100.00 (注) 4	役員の兼任あり

(注) 1. 株式会社セプテーニ・ホールディングスは、有価証券報告書を提出しております。

2. 株式会社セプテーニ・ホールディングスの議決権所有割合については、自己株式(60株)を控除して計算しております。

3. 当社の子会社であった株式会社メディアグロウは、株式会社セプテーニ・ホールディングスより、建物の賃貸借を受けておりました。

4. 平成21年4月1日付で当社のメディアプランニング事業を新設分割の方法によって100%子会社である株式会社メディアグロウへ承継し連結の範囲に含めておりましたが、平成21年9月30日付で連結子会社であった株式会社メディアグロウの株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

5. 株式会社メディアグロウについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高 1,134,701千円
 経常利益 7,181千円
 当期純利益 5,459千円
 純資産額 15,459千円
 総資産額 314,441千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当連結会計年度末に子会社が存在しないため、該当事項はありません。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
51(9)	28.5	1.8	4,440

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。派遣社員及び契約社員を含んでおりません。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、昨年秋以来の世界同時不況の影響を受けた景気の急速な冷え込みに一部下げ止まりの動きが見られるものの、企業の収益環境や雇用環境は依然として厳しく、個人消費も引き続き低迷するなど厳しい状況が続いております。

当社を取り巻く環境といたしましては、日本国内における携帯電話の契約者数が平成21年9月末現在で1億963万契約に達しており、そのうち第3世代携帯電話の契約者が占める割合は95.2%となり平成20年9月末の89.7%からさらに高まってきております（出所：社団法人電気通信事業者協会）。

このような環境の下、コンテンツ事業に関しては、アーティストや動画コンテンツなど差別化コンテンツの配信、ROIを重視したプロモーション施策により、会員数の増加を目指してまいりました。しかしながら、当社サイトへ入会しているものの利用料金を支払わないユーザーの存在により回収不能金額が発生したため、当該回収不能金額に対して貸倒損失を計上し、その後の広告出稿も抑制せざるをえない状況となりました。また、一部アーティストサイトや映画コンテンツの権利獲得のために先行投資を行ったものの、当初見込んでいた会員数を獲得することができず、未だ投資回収するまでには至っておりません。コンテンツの先行投資に関連する契約金及び長期前払費用、不採算事業に関連するシステム等の固定資産に対して減損処理を実施したことによる減損損失120,852千円を計上、さらに、事業損失引当金繰入額100,385千円を計上しております。また、当社が運営するアーティストサイトの共同運営会社である株式会社マスターワークに対して、サイト運営やライブチケットのサイト会員向け発売を行う目的で2億円を供託しておりましたが、同社からの当該供託金返済が遅延する事態が発生いたしました。それに対して今後の回収見込み等を鑑み、貸倒引当金繰入額173,371千円を計上しております。これらの要因などにより、当連結会計年度において特別損失を415,767千円計上しております。広告事業に関しては、広告代理店との連携体制を構築し、クライアントニーズにいち早く対応できる体制を整備いたしました。昨今の景気低迷により広告予算を減少させるクライアントも多く、同業他社との競争激化による影響もありましたが、モバイル広告への出稿意欲が高いコンテンツプロバイダーなどからの受注により、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」といいます）のキャリアメニュー、モバゲータウンやmixiモバイルなどの人気SNSメディアを中心に販売したため、売上高を伸ばすことができました。ソリューション事業に関しては、モバイルサイトやモバイルアプリケーションの開発、運営受託などで受注活動は順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,893,919千円、営業損失は29,837千円、経常損失は45,947千円、当期純損失は457,851千円となりました。

また、平成21年9月14日付「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」にて開示させていただいた通り、当社は、連結子会社でありメディアプランニング事業を営む株式会社メディアグロウの株式を、平成21年9月30日付で当社の親会社である株式会社セブテーニ・ホールディングスへ売却いたしました。これにより、当社は広告事業から撤退し、平成22年9月期以降はコンテンツ事業とソリューション事業の2つの事業を運営していくこととなります。

セグメント別の状況は以下の通りであります。

（コンテンツ事業）

コンテンツ事業は、携帯電話利用者に対して「着うたフル®」、「電子書籍」、「動画」といった3Gコンテンツの配信を行うものであり当社の主力事業であります。また、コンテンツの課金数は、平成21年9月末時点で386千件（平成20年9月末比77千件減）となっております。

当連結会計年度においては、他社との差別化が可能なコンテンツの獲得やROIを重視したプロモーション施策などにより有料会員数を伸ばすよう努めてまいりました。差別化コンテンツの配信に関しては、アーティストサイトにおいて、当社オリジナルのアーティスト情報や「着うた®」の先行配信をすることにより差別化を図り、アーティストのファン層に継続してもらえるような施策を行ってまいりました。また、動画に関しては、ワーナー・エンターテイメント ジャパン株式会社 ワーナー・ブラザーズ デジタル・ディストリビューション部門がライセンス提供する長編映画を携帯電話単体のストリーミングの形で配信可能な日本初のサイト「ベストヒットハリウッド+（プラス）」を開設いたしました。しかしながら、これらの差別化コンテンツを獲得するために行った先行投資については、当初見込んでいた会員数を獲得することができず、未だ投資回収するまでには至っておりません。会員獲得のためのプロモーション施策については、当連結会計年度開始時からアフィリエイト出稿による会員獲得を推進しておりましたが、当社サイトへ入会しているものの利用料金を支払わないユーザーが多く発生したため、アフィリエイト出稿による広告出稿を抑制せざるをえなくなりました。その後、回収不能金額の発生を極力抑えるために出稿メディアを限定した形でアフィリエイト出稿を行い、アーティストサイトの集客方法として、アーティストが発売するCDへのチラシ（フライヤー）封入やライブ会場でのサイト告知などを行うことで当社サイトへの誘導を図りました。これにより、会員継続率の高いユーザーの獲得ができたものの獲得数については当初予算を達成するまでには至らず、結果として売上高は伸び悩む結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業の売上高は1,683,341千円（前期比8.9%減）となりました。

(広告事業)

広告事業は、当社の連結子会社である株式会社メディアグロウがモバイルメディアの広告枠を広告代理店に対して販売するメディアプランニング事業と、当社がアフィリエイトシステム「ケータイMAX」の運営業務を行うアフィリエイト事業がございます。

株式会社メディアグロウは、平成21年4月1日付で会社分割により設立されました。独立した企業体となることで迅速な意思決定機能を強化し、広告主との連携をより深め、グループ会社である株式会社セプテーニと連携する体制を構築し、クライアントからの出稿ニーズに対して迅速に対応することで受注活動を強化することができました。景気低迷により広告予算を縮小させるクライアントが多い中、コンテンツプロバイダーやモバイルサービスを展開する企業からの出稿取り扱い量を増加させて売上高を伸ばしてまいりました。取り扱い広告枠に関しては、大手SNSメディアの広告枠やNTTドコモのキャリアメニュー等の販売強化を行いました。

また、アフィリエイト事業に関しては、株式会社セプテーニ・クロスゲートとの協業により「ケータイMAX」の運営業務を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における広告事業の売上高は2,063,064千円（前期比26.5%増）となりました。

(ソリューション事業)

ソリューション事業は、モバイルサイトの公式メニュー化、モバイルサイトの運営支援及び受託制作等を行うものであります。企業がモバイルサイトを新たに開設したり、マーケティング活動にモバイルサイトを活用する事例が増加する中、大手自動車メーカーのプロモーションサイト開発やエンターテインメント系サイトの開発・運営など当事業における受注活動は順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は147,512千円（前期比36.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます）は、前事業年度末に比べ、176,440千円増加し、722,730千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は201,398千円となりました。主な収入要因は、売上債権の減少による174,827千円、貸倒引当金の増加による174,114千円、減損損失による120,852千円及び事業損失引当金による100,385千円であり、主な支出要因は、税金等調整前当期純損失の計上による461,715千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は219,271千円となりました。主な支出要因は、事業譲受による135,000千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による36,875千円及び無形固定資産の取得による32,213千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は194,314千円となりました。主な収入要因は、借入金の増加による300,000千円であり、主な支出要因は、長期借入金の返済による74,700千円及び配当金支払による28,589千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社グループは、モバイルコンテンツの企画・制作・配信及びモバイル又はインターネット広告の企画及び販売を主体とする会社であり、生産設備を保有していません。したがって、生産実績は記載していません。又は、当社グループは受注生産を行っていないため、受注状況の記載はしていません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
コンテンツ事業(千円)	1,683,341
広告事業(千円)	2,063,064
ソリューション事業(千円)	147,512
合計(千円)	3,893,919

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社セブテーニ	1,622,088	41.7
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	600,749	15.4
ソフトバンクモバイル株式会社	561,184	14.4
KDDI株式会社	433,860	11.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の主な事業ドメインであるモバイルコンテンツ市場は今後も成長していくものと思われませんが、同時に競争も激化しております。このような環境の下、当社が今後も持続的な成長と企業価値向上を図っていくために対処すべき課題は以下の通りです。

(1) 収益基盤の強化

当社は、モバイルを通じてユーザーに感動を届けるサービスを行うことを継続的に実現するため、収益基盤の強化及び生産性の高い事業体制の構築が重要な経営課題であると認識しております。そのため、コンテンツ事業における提供コンテンツの拡充及びソリューション事業におけるサービスの充実、事業の選択と集中による生産性の向上、費用対効果を追求した広告出稿戦略の立案と実行を継続していく方針であります。

(2) 人材の確保と育成

品質の高いサービスを提供し続けるために、当社では優秀な人材を確保するよう努めておりますが、一方で従業員数の増加は人件費を押し上げ、経営を圧迫する要因になります。したがって、事業規模の拡大、成長スピードに合わせた適正な人数で最大の効果をあげるべく、綿密な人員計画の策定、柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため教育カリキュラムの充実を推進致します。人材を育成することにより、コンテンツのクオリティ向上やサービス向上を目指して参ります。

(3) 競合への対応

当社は複数ジャンルでの有料コンテンツ配信をしておりますが、当社が所属するモバイルコンテンツ市場には多数の競合会社が存在しており、また、今後同様の有料コンテンツを配信する有力な競合会社が出てくる可能性があります。当社では、競合会社との差別化の施策を検討・実施し、ユーザー満足度の高いコンテンツを提供して参ります。

(4) コンテンツの拡充

当社のコンテンツ事業においては、「着うたフル®」、「電子書籍」、「動画」を中心とした3Gコンテンツの拡充に取り組んでおります。携帯電話の新機種に関しては、大容量のコンテンツが閲覧できるようになるなど機能が充実しており、さらにユーザーも、着信メロディや待ち受け画像などのコンテンツから、よりリッチなコンテンツを求めようになってきております。今後も、携帯電話のさらなる高機能化に合わせて、当社はユーザーが感動するコンテンツの提供に努めて参ります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。

また、必ずしもそのようなリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、当連結会計年度末（平成21年9月30日）現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 市場の動向について

当社は、モバイルコンテンツ及びモバイル広告を主たる事業領域としているため、携帯電話のさらなる利用用途及び機能の拡張が成長のための基本的な条件と考えております。社団法人 電気通信事業者協会発表の事業者別契約数によれば、平成21年9月末現在の国内携帯電話加入者数は約1億963万人であり、この1年で480万人増加しました。毎月の新規契約数から解約数を差引いた純増数は引き続き鈍化傾向にあるものの、携帯電話契約者数に占める第3世代携帯電話の契約者の割合は95.2%に達しております。第3世代携帯電話のうち、さらに高機能な第3.5世代携帯電話に関しては、株式会社インプレスR & D発表の「ケータイ白書2009」によれば、平成21年9月末には6,200万人を超える推計となっており、今後も高機能携帯電話の普及は進むものと予想されます。しかしながら、第3世代、第3.5世代携帯電話の新規契約数が頭打ちになった場合には、今後の市場成長が阻害される可能性があります。また、モバイルコンテンツ及びモバイル広告市場の歴史はまだ浅く、携帯電話の将来性は不透明な部分があります。携帯電話に関する何らかの弊害の発生や利用に関する新たな法的規制の導入、通信キャリアの経営方針の変更、その他予期せぬ要因によって、今後の市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

	平成19年9月		平成20年9月		平成21年9月	
	件数(千件)	増加率	件数(千件)	増加率	件数(千件)	増加率
携帯電話契約数	99,333	5.9%	104,833	5.5%	109,633	4.6%
内、第3世代携帯電話契約数	79,825	37.3%	94,028	17.8%	104,342	11.0%

(出所：社団法人電気通信事業者協会)

(2) コンテンツ事業について

競合について

当社は、複数の有料コンテンツを配信しておりますが、当社が属するモバイルコンテンツ市場には、多数の競合会社が存在しており、また、今後同様の有料コンテンツを配信する有力な競合他社が出てくる可能性があります。当社は積極的にオリジナルコンテンツの充実などによりユーザー満足度を高め有料会員数の増加を目指して参りますが、当社が魅力的且つ有益なサービスを提供できない場合には、競合他社との競争激化による会員数の減少等により、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。また、ユーザーニーズの多様化や変化に適切に対応出来なくなった場合には、当社の提供するサービスの陳腐化を招き、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

通信キャリアへの依存について

当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」と言います。）のiモード、KDDI株式会社のEZweb、ソフトバンクモバイル株式会社のYahoo!ケータイを通じて、エンドユーザーにコンテンツを配信しておりますが、各通信キャリアとの契約に基づき、コンテンツを配信し、各通信キャリアの情報料回収代行サービスを利用して、エンドユーザーから情報料を回収しております。そのため、各通信キャリアのサーバーが作動しなくなったり、ハードウェア、ソフトウェアの欠陥等が原因となり、正常なコンテンツの配信、情報料の回収代行が行われなかった場合、及び各通信キャリアの経営方針の変更、事業環境の動向によっては、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。また、何らかの理由により各通信キャリアとの契約における解約条項に抵触するような事態となった場合等には、各通信キャリアよりコンテンツ提供に関する契約の解除がなされる可能性があります。

特定コンテンツへの依存について

当社のコンテンツ事業においては、各コンテンツの課金者数が業績動向に影響を与えます。当連結会計年度の当社売上高に占めるコンテンツ事業の売上高は43.2%となっており、そのうち、アーティスト、着うた®、着うたフル®などの音楽系コンテンツの売上高が54.2%を占めております。しかしながら、競合他社との競争激化により、音楽系コンテンツが競争力を失った場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

さらに、平成21年9月30日付で広告事業から撤退したことにとまない、次期についてはコンテンツ事業の売上高が全社売上高に占める割合がさらに高まるものと考えておりますので、今後、モバイルコンテンツに対するユーザーの嗜好性や市場構造の変化等により成長が鈍化し、市場が衰退した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

債権回収不能額について

当社では、コンテンツ事業の情報料の回収を各通信キャリアに委託しております。このうち、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社とは、料金の回収代行に関する契約により、情報料回収事業者の責任に抛らず情報料を回収できない場合には、当社へ情報料の回収が不能であると通知し、その時点で回収事業者の当社に対する情報料回収代行義務は免除されることとなっております。

株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社の回収代行が終了した場合には、料金未納者に対して情報料を直接請求することが出来ます。1件当たりの未回収情報料が数千円から数万円など高額になるユーザーに対しては、債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務省から兼業許可を得ている債権回収業者と業務委託契約を締結し、未回収情報料の請求を行っております。これにより、情報料の未回収による業績悪化リスクを軽減することが出来ると考えております。しかしながら、当該情報料の回収によりすべての未回収金額について回収することは困難であり、今後このような未回収情報料が増加した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

権利保有者との契約について

当社は、外部の権利保有者から権利許諾を受けてサイトの運営やコンテンツの配信を行っておりますが、現在、権利許諾を受けている権利保有者から、今後、権利許諾を受けられない事態が生じた場合、又は、新規に権利保有者からの権利許諾が得られない場合には、当該サイトの運営及びコンテンツの配信に支障をきたし、当社の事業及び当社の業績に影響を受ける可能性があります。また、有力なコンテンツを獲得するために、権利保有者に対して印税の前払いを行い権利許諾を得る場合があります。但し、権利獲得をするために前払いしたものの想定されたほどの印税相当分の収入がなかった場合、当該長期前払費用の減損処理等により、当社の事業及び当社の業績に影響を与える可能性があります。

広告戦略について

当社が運営するモバイルサイトにおいて提供している有料コンテンツは、第3世代携帯電話を対象としたサービスを中心に展開しており、当社のターゲットは主に第3世代携帯電話を所持しているユーザーであります。第3世代携帯電話を所持しているユーザーに対して、当社が運営するモバイルサイトを効果的に告知する必要があります。

また、モバイルインターネット業界においては、メニューサービスを通じて運営するモバイルサイト以外の一般サイトと呼ばれるモバイルサイトが台頭しており、ユーザーはメニューサービスからだけではなく、一般サイトを通じて当社が運営するサイトへ訪問して参ります。また、これらの外部環境は変化を繰り返していくため、広告の出稿形態を常に検証していかなければなりません。しかしながら、当期の広告戦略に対し、当社の想定通りに月額会員の獲得が行われない場合、獲得した月額会員との契約が当社の想定通りに継続しない場合、及び成果報酬型広告における獲得競争の激化等により、会員獲得コストの上昇が起こった場合等には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

「フィルタリングサービス」について

平成19年12月10日付で総務省から各通信キャリア等に対して、青少年が使用する携帯電話における「フィルタリングサービス」の導入促進活動の強化及び効果的な普及・啓発に関する要請がありました。それを受け、各通信キャリア等が、「フィルタリングサービス」（注）の更なる普及啓発に向けた取り組みを発表しております。また、平成20年9月12日付で各通信キャリアは、「フィルタリングサービス」普及に向けた取り組みの強化策を発表しております。しかしながら、「フィルタリングサービス」は社会的に意義のある健全なサイト等も閲覧不可能になる可能性がある指摘されておりますので、それに対して、第三者機関が健全なサイトを評価・認定する動きが始まっております。具体的には、平成20年4月30日に設立された有限責任中間法人モバイルコンテンツ・審査・運用監視機構が、コミュニティサイト運用管理体制認定制度の認定サイトを発表しております。

当社は「着うたフル®」を始めとした音楽系コンテンツを中心に配信しておりますので、「フィルタリングサービス」の原則加入についての影響は軽微であると考えておりますが、今後の各通信キャリアや第三者機関等の動向次第で、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、当社が運営するモバイルサイトの会員獲得のために、様々なモバイルサイトへ成果報酬型広告を出稿しております。広告を出稿するモバイルサイトはそのときの外部環境の変化により異なりますが、当社が広告を出

稿したモバイルサイトが「フィルタリングサービス」により制限を受け、当社の想定通りに会員獲得をすることが、困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(注)「フィルタリングサービス」とは、青少年の教育や育成上、悪影響を与える情報または与える恐れのある情報の掲載されているサイトの閲覧を防止することで、青少年の健全な育成を図ることを目的としております。具体的には、出会い系サイトなどが閲覧制限の対象となります。

(3) ソリューション事業について

当社は、モバイルサイトの受託開発、運営支援及び公式メニュー化支援のサービスを行っておりますが、当社が属するモバイルソリューション市場には、多数の競合会社が存在しており、常に新しい技術及びサービスを提供し続けることが競争優位性を維持する条件であると考えております。しかしながら、当社が提供するサービスが陳腐化したり、モバイルサイトの開発ニーズ低下による市場の縮小やサービス価格の低下が起きた場合には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

(4) 技術革新について

当社が展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社は、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等、必要な対応を行っております。しかしながら、何らかの要因により変化への適切な対応に支障が生じた場合には、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) システム障害について

当社は、パソコンやコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークシステムに全面的に依存しており、自然災害や事故等、電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって通信ネットワークの切断やコンピュータシステムのダウンが生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。また、当社のコンピュータシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウイルスやハッカーの攻撃等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社の事業展開にあたって特有の法的規制や業界の自主規制等はありませんが、今後の法改正次第では、当該分野において何らかの規制を受けたり、対応措置をとる必要性が生じたりする可能性があります。また、当社の事業活動に関連して、新たな法令施行により何らかの法的規制を受けることとなった場合には、当社の事業活動が制限され、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 知的財産について

当社が日常的な事業活動を行う過程において使用しているソフトウェア及びシステム並びにコンテンツは、第三者の知的財産権を侵害するものではないものと認識しておりますが、不測の事態あるいは何らかの不備により、当社が保有する又は使用許諾を得ているもの以外の知的財産権を侵害する可能性があります。かかる場合には、当社が第三者の知的財産を侵害することによる損害賠償請求もしくは使用差し止め請求等の訴えを起こされる可能性又は当該知的財産権に関する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社のシステム開発においては、オープンソースソフトウェアを活用しておりますが、オープンソースソフトウェアに関するライセンスの有り方等については、多様な議論があるところであり、予測できない理由等によりオープンソースソフトウェアの利用に制約が発生した場合には、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

当社では、推進する事業の性質上、個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者に該当致します。個人情報の取り扱いにつきましては、コンプライアンスの一環として「個人情報の保護に関する法律」に沿った対応をとり、社内ルール化と共に社内体制を整備しております。しかしながら、当社が保有する個人情報等につき、何らかの要因で個人情報の漏洩があった場合には、適切な対応を行うための相当なコスト負担、当社への損害賠償請求、当社の信用の低下等によって、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟に関するリスクについて

当社は、これまでに事業に関連した訴訟は発生しておりません。しかしながら、訴訟を受ける原因は想定できない様々な要素があります。したがって、将来において訴訟が発生させる可能性は否定できず、その場合には訴訟内容や

賠償金額によって、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権（ストック・オプション）について

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。平成21年9月30日現在、新株予約権の目的となる株式数は1,126株であり、発行済株式総数28,877株の3.9%に相当しております。今後、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価への影響を及ぼす可能性があります。

当社は、今後もストック・オプションとして新株予約権を発行する可能性があります。ストック・オプションの費用計上を義務付ける「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）が適用されたことにより、今後の新株予約権の発行は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 親会社との関係について

セプテーニグループにおける位置付けについて

当社は、親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスを中心としたセプテーニグループに属しております。当該グループは、本書提出日現在、連結子会社16社（1組合を含む）と持分法適用関連会社4社で構成されており、インターネット広告代理事業を行うネット広告事業、モバイルサービスやシステム開発、ASP事業を行うインターネット関連事業、ダイレクトマーケティング事業を行うDM事業、新規事業開発等を行うその他の事業によって構成されております。

当社はインターネット関連事業に属しておりますが、当社がユーザー向けにモバイルを中心とした事業を展開していることから、セプテーニグループにおいての棲み分けは明確になされております。

しかしながら、今後、同グループの経営方針に変更があった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

セプテーニグループとの取引について

平成21年9月期におけるセプテーニグループとの取引は、広告の販売代理及び広告制作の受託等の売上1,622,088千円、アフィリエイトシステム運営による売上31,868千円、制作原価として、広告枠の仕入れ等15,986千円、その他の営業取引として23,408千円、営業取引以外の取引が37,680千円あります。

また、株式会社セプテーニとの取引において、広告の販売代理及び広告制作の受託等の売上が1,622,088千円あり、同社は当社にとって主要な広告代理店の一社となっております。しかしながら、広告事業に関しては、株式会社メディアグロウの全株式を株式会社セプテーニ・ホールディングスへ売却し広告事業から撤退しているため、平成22年9月期における同社との取引額は大幅に減少する見込みであります。

なお、当社とセプテーニグループ間における取引条件及び条件の決定方針等は、市場価格を参考としており、何らグループ外の取引と変わるものではなく、当社の独立性を阻害する取引ではございません。

セプテーニグループとの人的関係について

本書提出日現在、当社役員 8 名（取締役 5 名、監査役 3 名）のうち、2 名が当社の親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスの役員を兼ねております。該当役員の氏名等は、以下の通りであります。

当社における役職	役員名	親会社における役職	兼任理由	影響など
取締役会長 （非常勤）	七村 守	取締役会長	豊富な企業経営に関する経験・見識を有しており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、招聘したものであります	当社においては非常勤であり、当社の経営執行に与える影響は限定的であると認識しております
監査役 （非常勤）	柳 克久	常勤監査役	グループ監査・監督を厳正に行い、当社のコーポレートガバナンス強化に資すると判断し、招聘したものであります	監査役会の監査方針に従い、監査業務を実施しており、今後も監査業務の執行について問題はないと認識しております

セプテーニグループからの従業員の受け入れについて

本書提出日現在、セプテーニグループより出向者等の受け入れは行っておりません。

セプテーニグループからの影響力について

当社の意思決定において株式会社セプテーニ・ホールディングスの承諾は形式的にも実質的にも、その要件とされておられません。当社における重要な意思決定は、取締役会規程及び善管注意義務を遵守する取締役の合議制により為されており、親会社に左右されることなく、独立して意思決定を行っているものと認識しております。

また、監査役 3 名が取締役会に出席するとともに、常勤監査役 1 名が社内に常勤し、取締役の意思決定過程を適時監査しており、独立性を担保しております。

当社においては、内部統制システム構築の基本方針を明確に定めており、当該基本方針に従って取締役の職務執行及び監査役監査を適正に行うことにより、親会社からの独立性を担保する体制を維持・向上し続けております。

しかしながら、同社は本書提出日現在、当社発行済株式の 54.50% を所有（議決権の所有割合は 54.61%）しており、同社の経営方針に変更があった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1)主要な移動体通信事業者との契約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	当社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモにコンテンツを提供するための基本契約。	平成13年2月1日から平成13年3月31日まで (以降1年間毎自動更新)
	iモード情報サービスに関する料金収納代行契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	iモード開始日から平成13年3月31日まで (以降1年間毎自動更新)
K D D I 株式会社	EZwebディレクトリ設定・登録サービス利用規約	当社がK D D I 株式会社にコンテンツ提供する為の規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能
	EZweb情報料回収代行サービス利用規約	当社が提供するコンテンツの情報料を、K D D I 株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能
	まとめてau支払い利用規約	当社が提供するコンテンツの情報料を、K D D I 株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能
ジェイフォン株式会社(注)1	コンテンツ提供に関する基本契約	当社が、ジェイフォン株式会社にコンテンツを提供するための基本契約。	平成14年6月12日から平成15年3月31日まで (以降1年間毎自動更新)
	債権譲渡契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を、ジェイフォン株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	コンテンツ提供に関する基本契約と同一期間

- (注) 1 . ジェイフォン株式会社は、平成15年10月1日付でボーダフォン株式会社に商号変更しております。また、平成18年10月1日付でボーダフォン株式会社は、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
- 2 . 当初の契約期間が満了している契約についても、自動延長規定の適用により、現在も契約の効力は存続しております。

(2)会社分割

当社は、平成21年2月24日開催の取締役会決議に基づき、平成21年4月1日付で当社メディアプランニング事業を会社分割(新設分割)し、新たに設立した当社100%子会社の株式会社メディアグロウに承継いたしました。

分割計画の概要は以下の通りであります。

会社分割の目的

メディアプランニング事業における最近の状況は、大手モバイルメディアへの広告出稿ニーズが集中し販売競争が激化しており、また、将来有望と見込まれるモバイルメディアの発掘・仕入を進めることなどにより多様化する広告主の出稿ニーズに応える必要性が高まっております。このような状況を踏まえて当該事業の成長を継続させるためには、事業の機動性を向上させることが必要であると判断いたしました。よって、今回の会社分割は、メディアプランニング事業を分社化し、事業採算の明確化及び専門的な人員体制の構築をすることで、今後の事業展開のスピードアップを図ることを目的として行うものです。

会社分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立した株式会社メディアグロウを承継会社とする新設分割方式です。また、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行う簡易分割であります。

分割期日

平成21年4月1日

分割に際して発行する株式及び割当

新設会社が会社分割に際して発行する普通株式1,000株は、すべて当社(分割会社)に割当交付致します。

新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独の新設分割のため、割当ての算定根拠について該当事項はありません。

分割するメディアプランニング事業の経営成績
 (平成20年9月期)

	分割する 事業部門 (a)	当 社 (b)	比率 (a / b)
売上高 (千円)	1,630,544	3,586,206	45.5%

分割した資産、負債の状況(平成21年4月1日現在)

資産	金額 (千円)	負債	金額 (千円)
流動資産	278,020	流動負債	272,150
固定資産	4,130	固定負債	-
合計	282,150	合計	272,150

株式会社メディアグロウの概要
 (平成21年4月1日現在)

商号	株式会社メディアグロウ
事業内容	モバイル・インターネット 広告の企画、制作、販売
設立年月日	平成21年4月1日
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目 24番1号
代表者の氏名・役職	代表取締役社長 高村 夏樹
資本金	10,000千円
発行済株式数	1,000株
純資産	10,000千円
総資産	282,150千円
決算期	9月30日
従業員数	7名

(3)株式会社メディアグロウの株式売買契約

当社は平成21年9月14日開催の取締役会において、当社が発行済株式の100%を保有しております連結子会社、株式会社メディアグロウの全株式を株式会社セプテーニ・ホールディングスに売却することを決議し、同日付で株式売買契約を締結致しました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。

6【研究開発活動】

該当する事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行っております。

当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に関して情報収集を行い、見積り金額を計算しておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当事業年度末における流動資産の主な内訳は、現金及び預金722,730千円、売掛金342,777千円、前払費用54,025千円であります。当事業年度末における流動資産の残高は、前年同期比20.8%減の1,171,583千円となりました。主な減少要因は、借入金に伴い現金及び預金が増加したものの、株式会社メディアグロウを売却したことにより広告事業における売掛金残高が減少したためであります。

固定資産

当事業年度末における固定資産の主な内訳は、有形固定資産48,009千円、無形固定資産162,223千円、投資その他の資産152,284千円であります。当事業年度末における固定資産の残高は、前年同期比38.3%減の362,517千円となりました。

主な減少要因は、のれんの譲受により無形固定資産が増加したものの、長期前払費用の減損処理や敷金及び保証金に対する貸倒引当金の繰入により減少したためであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債の主な内訳は、買掛金155,151千円、短期借入金105,000千円、事業損失引当金100,385千円、1年内返済予定の長期借入金99,600千円等であります。当事業年度末における流動負債の残高は、前年同期比25.2%減の519,419円となりました。

主な減少要因は、事業損失引当金や1年内返済予定の長期借入金が増加したものの、株式会社メディアグロウを売却したことにより広告事業における買掛金残高が減少したためであります。

純資産

当事業年度末における株主資本の内訳は、資本金563,900千円、資本剰余金608,821千円及び利益剰余金がマイナス286,824千円となりました。主な減少要因は、当期純損失の計上により利益剰余金が減少したことによるものであります。

なお、平成21年9月30日付で株式会社メディアグロウの株式を株式会社セプテーニ・ホールディングスへ売却したことにより連結子会社がなくなったため、当社は連結貸借対照表の作成はおこなっておりません。資産、負債及び純資産の状況については、個別貸借対照表の数字を記載しております。

(3) 経営成績の分析

コンテンツ事業の売上高は1,683,341千円（前期比8.9%減）であり、前事業年度に比べて減少した主な要因は、広告出稿抑制や既存会員の退会などにより課金数が減少したためであります。広告事業の売上高は2,063,064千円（同26.5%増）であり、キャリアメニュー、m i x i モバイルやモバゲータウンなど当社が有力と考えるモバイル広告枠の仕入販売を強化したためであります。ソリューション事業の売上高は147,512千円（同36.7%増）であり、大手企業のプロモーションサイト開発及びエンターテインメント系サイトの開発や運営支援などの売上が増加したためであります。以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,893,919千円となりました。

販売管理費及び一般管理費は、771,036千円であり、主な内容としましては給与手当が208,043千円、コンテンツ事業における課金数拡大のための広告宣伝費172,139千円であります。この結果、営業損失は29,837千円となりました。

経常損失は、45,947千円であり、主な要因としましては株式上場費用及び支払利息などにより営業外費用が17,642千円となったためであります。

当期純損失は、貸倒引当金繰入額173,371千円、減損損失120,852千円、事業損失引当金繰入額100,385千円などによる特別損失415,767千円を計上したことにより、457,851千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は37,092千円であります。
 主な投資としては、コンテンツ事業における携帯サイト開発、管理システム等のソフトウェア30,635千円、業容拡大のためのサーバー設備等の購入4,280千円であります。
 また、当連結会計年度中に実施いたしました除却の総額は5,110千円で、主に広告事業にかかるソフトウェアであります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年9月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都新宿区)	全社	本社設備	24,474	23,535	44,923	73,612	166,545	51 (9)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、敷金であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 本社オフィスの建物は賃借しております。
 3. 現在休止中の設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年12月16日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	28,877	28,877	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度を採用してお りません。
計	28,877	28,877	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

平成17年9月20日発行の第1回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	83(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成17年9月20日発行の第2回新株予約権（平成17年7月5日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第4回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	15(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権の相続は認めない。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第5回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	- (注) 3	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 1、3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第6回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。
 平成19年1月16日発行の第7回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の取得条項
- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする
 - (9) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
 - (10) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成19年1月16日発行の第8回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成21年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	-（注）3	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

（注）1．株主総会における決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2．決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記（1）及び（2）のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4．新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5．譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の

規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする
- (9) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (10) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年1月16日発行の第9回新株予約権（平成19年12月18日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	- (注) 1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年1月17日から 平成27年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8	同左

(注) 1. 株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価(但し、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする
- (9) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (10) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年1月19日発行の第10回新株予約権（平成20年12月17日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成21年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	993（注）3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	993（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	55,500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月18日から 平成23年12月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 55,500 資本組入額 27,750	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

（注）1．新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2．割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記（1）及び（2）のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4．新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の取得条項
 - (1) 権利行使をすることができる期間の開始日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（但し、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）が、行使価額に80%を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を下回った場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
8. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
9. 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年1月27日 (注)1	6,600	8,250	-	82,500	-	-
平成17年9月1日 (注)2	5,868	14,118	-	82,500	126,996	126,996
平成17年10月28日 (注)3	8,500	22,618	42,500	125,000	42,925	169,921
平成18年12月18日 (注)4	150	22,768	15,000	140,000	15,000	184,921
平成20年3月17日 (注)5	5,000	27,768	391,000	531,000	391,000	575,921
平成19年10月1日～ 平成20年9月30日 (注)6	1,109	28,877	32,900	563,900	32,900	608,821
平成21年1月31日 (注)7	-	28,877	-	563,900	460,000	148,821

- (注) 1. 普通株式1株を普通株式5株に株式分割しております。
 2. 当社、株式会社ピュアクリック、及び株式会社HR Iとの合併による増加であります。なお、合併比率は1:2:1であります。
 3. 新株引受権の権利行使による増加であります。
 行使者 株式会社セプテーニ(現 株式会社セプテーニ・ホールディングス)、小林 靖弘
 一株当たり発行価格 10,000円、一株当たり資本組入額 5,000円
 4. 有償第三者割当増資による増加であります。
 割当者 株式会社アサツーディ・ケイ
 一株当たり発行価格 200,000円、一株当たり資本組入額 100,000円
 5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 170,000円
 引受価額 156,400円
 資本組入額 78,200円
 払込金総額 782,000千円
 6. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。
 7. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年9月30日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	15	19	6	1	1,104	1,147	-
所有株式数(株)	-	393	664	17,139	203	3	10,475	28,877	-
所有株式数の割合(%)	-	1.36	2.30	59.35	0.70	0.01	36.28	100.0	-

- (注) 1. 当社は単元株式制度を導入しておりません。
 2. 自己株式60株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社セブテーニ・ホールディングス	東京都新宿区大京町24番地	15,738	54.50
小林 靖弘	東京都渋谷区	4,520	15.65
兼松グランクス株式会社	東京都新宿区大久保二丁目4番12号	600	2.07
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	395	1.36
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	338	1.17
株式会社アサソーディ・ケイ	東京都中央区築地一丁目13番1号	300	1.03
加藤 誠	愛知県西尾市	285	0.98
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	252	0.87
峯岸 幸久	東京都大田区	235	0.81
田島 満	東京都港区	180	0.62
計	-	22,843	79.10

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 60	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,817	28,817	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	28,877	-	-
総株主の議決権	-	28,817	-

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄の普通株式は、自社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) アクセルマーク株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号	60	-	60	0.21
計	-	60	-	60	0.21

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び監査役、当社従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行するものであります。

平成17年9月20日発行の第1回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、当社従業員 23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は83株となっております。

平成17年9月20日発行の第2回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は20株となっております。

平成18年4月17日発行の第4回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年3月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、当社従業員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は15株となっております。

平成18年4月17日発行の第5回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年3月8日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在、すべて消滅しております。

平成18年4月17日発行の第6回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年3月8日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年1月16日発行の第7回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

決議年月日	平成18年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、当社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は5株となっております。

平成19年1月16日発行の第8回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

決議年月日	平成18年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在、すべて消滅しております。

平成20年1月16日発行の第9回新株予約権（平成19年12月18日定時株主総会決議）

決議年月日	平成19年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在、すべて消滅しております。

平成21年1月19日発行の第10回新株予約権（平成20年12月17日定時株主総会決議）

決議年月日	平成21年1月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、当社監査役 1名、当社従業員 46名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失のため、提出日現在の株式の数は993株となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年3月13日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月16日～平成21年9月30日)	1,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	60	2,395,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	940	47,604,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	94.0	95.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	94.0	95.2

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年11月25日)での決議状況 (取得期間 平成21年11月26日～平成21年12月30日)	500	20,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	500	20,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100	100
当期間における取得自己株式(注)	49	1,132,510
提出日現在の未行使割合(%)	90.2	94.3

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの買取りによる株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数(注)	60	-	109	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分に関する基本方針は、事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、配当の決定機関を取締役会としております。毎事業年度における配当の回数は、期末配当の年1回を基本方針として参りますが、必要に応じた配当数増加にも柔軟に対応できるよう、期末配当の他にも基準日を定めて配当を実施することができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当事業年度において大幅な当期純損失を計上せざるをえない状況になり、期初の配当予定(1株当たり1,000円)どおりに配当をさせて頂くことが困難な状況となったため、誠に遺憾ではございますが、平成21年8月3日の取締役会決議に基づき、配当を見送らせて頂きました。

次期以降につきましては、利益剰余金の早期回復に努め、利益体質を構築できた段階での復配を予定しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月
最高(円)	-	-	-	363,000	68,700
最低(円)	-	-	-	48,000	21,700

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成20年3月18日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	41,100	39,700	44,000	39,900	34,800	28,500
最低(円)	32,000	28,500	36,000	32,150	25,600	21,700

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	小林 靖弘	昭和44年 5月28日生	平成12年12月 当社取締役 平成14年10月 当社代表取締役社長(現任) 平成21年 4月 株式会社メディアグロウ取締役	(注)2	4,520
取締役	経営管理部長	渡邊 祐也	昭和50年 1月16日生	平成19年12月 当社入社 経営管理部マネジャー 平成20年 4月 当社経営戦略本部経営管理部経営企画 グループマネジャー 平成21年 4月 当社経営管理部経営企画グループマネ ジャー 平成21年11月 当社経営管理部長 平成21年12月 当社取締役経営管理部長(現任)	(注)2	3
取締役会長	-	七村 守	昭和30年 1月21日生	平成12年 4月 当社取締役 平成18年10月 株式会社セプテーニ取締役(現任) 平成19年10月 株式会社セプテーニ・アイ代表取締役 社長(現任) 平成19年12月 株式会社セプテーニ・ホールディング ス取締役会長(現任) 平成20年10月 株式会社セプテーニ・ダイレクトマー ケティング代表取締役社長(現任) 平成21年10月 当社取締役会長(現任)	(注)2	-
常勤監査役	-	河辺 吉幸	昭和20年12月20日生	平成12年 6月 兼松コンピュータシステム株式会社 (現 兼松コミュニケーションズ株式 会社)常勤監査役 平成17年 2月 同社監査室室長 平成17年 7月 当社常勤監査役(現任) 平成21年 4月 株式会社メディアグロウ監査役	(注)3	30
監査役	-	柳 克久	昭和15年11月22日生	平成14年12月 株式会社セプテーニ(現 セプテーニ ・ホールディングス)監査役 平成16年 3月 当社監査役(現任) 平成17年12月 株式会社セプテーニ(現 セプテーニ ・ホールディングス)常勤監査役(現 任) 平成18年10月 株式会社セプテーニ監査役(現任)	(注)3	-
監査役	-	長生 秀幸	昭和45年 2月21日生	平成 7年 4月 株式会社エイ・ジー・エス・コンサル ティング入社(現任) 平成10年 6月 税理士登録 平成20年 2月 当社監査役(現任) 平成20年12月 A G S 税理士法人社員(現任)	(注)4	-
計						4,553

- (注) 1. 取締役 七村守は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。監査役 河辺吉幸、柳克久及び長生秀幸は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成21年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から平成22年12月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成19年 4月25日開催の臨時株主総会の終結の時から平成22年12月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成20年 2月13日開催の臨時株主総会の終結の時から平成23年12月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。株主やパートナー企業等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の基本説明

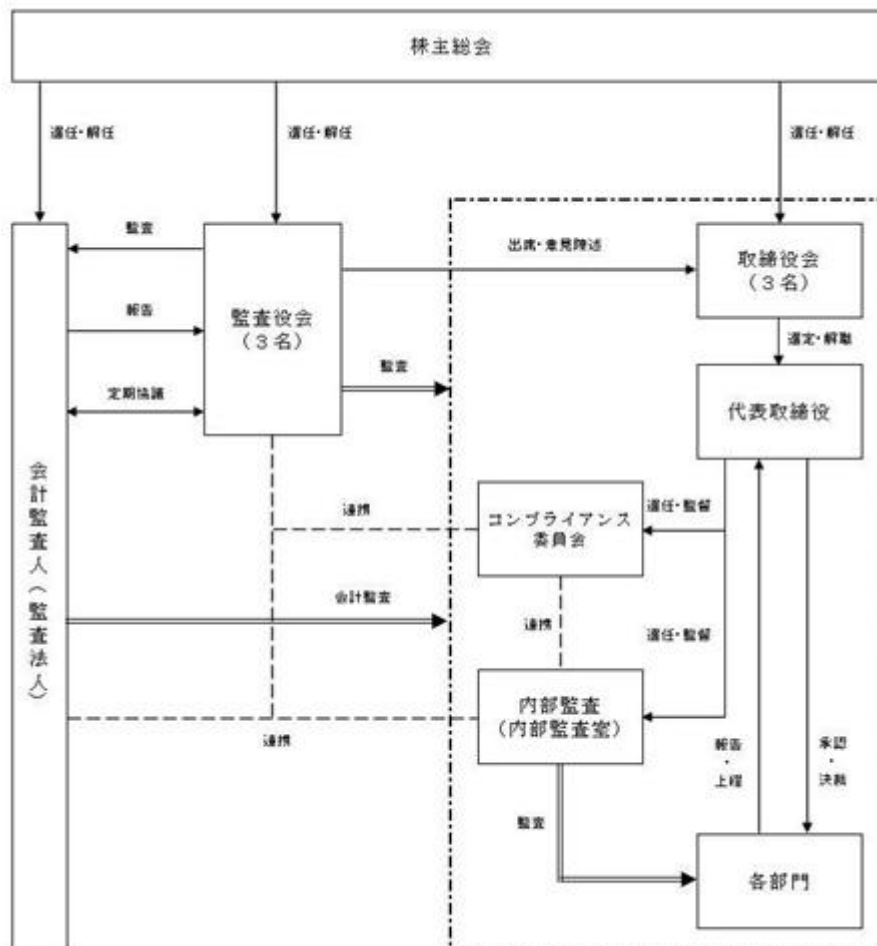
当社は会社機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役会は代表取締役の業務執行の監督及び監視を行い、監査役会が取締役会の職務執行の監督について監査を行う体制となっております。

取締役会は、本書提出日現在、3名で構成され、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、原則として月1回開催しております。なお、本書提出日現在、社外取締役は1名となっております。

監査役会は、監査役3名（すべて社外監査役）で構成され、経営の適法性・効率性について総合的にチェックする機関としており、監査役3名はともに、全ての取締役会に出席して、意見を述べております。

監査役会では、監査方針の決定、会計監査人からの意見聴取、取締役等からの営業報告の聴取等を行い、その監査結果について意見を交換し、監査の実効性を高めております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下の通りであります。



内部統制システムの整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」が制定され、業務全般における業務分掌規程及び職務権限規程が整備されており、当該規程の定めに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行しております。

そして、業務の適切な運営と内部統制のチェック機能の徹底を図るために、内部監査室は当社の内部統制上、重要な役割であると認識しております。この内部監査を行う部門としては社長による直接の指示のもと、内部監査室（担当1名）がその任に当たり、監査結果は直接社長に文書で報告されております。さらに被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、その後は滞りなく改善状況を報告させることにより内部統制システムを強固なものに改善し、内部監査の実効性を担保しております。

また、金融商品取引法における「内部統制報告制度」への対応を徹底するため、会計監査人との連携の下、財務報告に係る適正な内部評価が行なえる体制を構築しております。当社は今後も同体制の維持に努めて参ります。

リスク管理体制の整備の状況

リスクマネジメント体制は、各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって構築しており、その運用状況については、監査役及び内部監査室が監査を行っております。また、コンプライアンス体制確立のため顧問弁護士、顧問司法書士、顧問税理士等社外の専門家に必要に応じてアドバイスやチェックを依頼しております。なお、依頼にあたっては取締役会にて適切な手続きを取っており、アドバイス等の内容については迅速に取締役会に報告しております。

また、当社は情報セキュリティに関するリスクを恒常的に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステムの継続的維持に努めます。そのため、取締役から最高情報責任者（以下「CISO」といいます）という）を選任します。当該CISOは、社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、当該事務局員とともに研修・監査を行い情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図ります。

コンプライアンスの徹底

当社は、職員に法令・定款・社内規程・行動規範、社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、代表取締役が委員長を務めます。代表取締役は社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、事務局員に適時指示を行い、コンプライアンスを遵守する風土の醸成を図ります。そして、コンプライアンス事務局は全社のコンプライアンスプログラムの構築・維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる役職員への研修・監査を行い、コンプライアンスの啓蒙を図ります。

また、当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断します。

役員報酬の内容

当期において当社の取締役及び監査役に支払った報酬は、以下の通りであります。

区分	報酬		賞与		退職慰労金	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
	名	千円	名	千円	名	千円
取締役	4	60,686	-	-	-	-
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
監査役	2	7,429	-	-	-	-
（うち社外監査役）	(2)	(7,429)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	6	68,115	-	-	-	-
（うち社外役員）	(2)	(7,429)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 平成21年9月30日現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。このうち、取締役1名、監査役1名には支給実績がありません。

2. 上記報酬等の額には、取締役及び監査役にストックオプションとして付与した新株予約権に係る当期中の費用計上額を含んでおります。

3. 取締役1名に対し、平成21年4月以降支給実績がありません。当該取締役に対しては、平成21年4月以降、当社連結子会社であった株式会社メディアグロウから5,040千円の支給実績がありますが、その金額は上記報酬等の総額に含まれておりません。

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

常勤監査役及び非常勤監査役である社外監査役3名は取締役会に出席のほか、取締役等から直接業務執行について聴取、重要会議への出席、営業の報告の聴取や重要な決議資料等の閲覧などを行っております。内部監査室（担当1名）は事業の適正性を検証し、その結果を社長に報告しており、常勤監査役に対しては直接、監査実施内容及び改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査人、監査役及び監査法人は定期的に協議し、監査内容について意見交換を行っており、それぞれの相互連携が図られております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合における監査年数

業務を執行した公認会計士	所属する監査法人
齊藤 浩史	新日本有限責任監査法人
岡本 和巳	

（注） 当社の財務書類について7年超にわたり連続して監査関連業務を行っている公認会計士はおりません。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	5名
会計士補等	5名

社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

当社は、社外取締役1名を当事業に関する助言を得ることを目的として親会社である株式会社セプターニ・ホールディングスから招聘しております。また、社外監査役3名のうち1名をコーポレート・ガバナンス強化のため、同社より招聘しております。

当社は、株式会社セプターニ・ホールディングスを中心としたセプターニグループに属しておりますが、当社の意思決定において株式会社セプターニ・ホールディングスの承諾は形式的にも実質的にも、その要件とされておりません。

当社における重要な意思決定は、取締役会規程及び善管注意義務を遵守する取締役の合議制により為されており、親会社に左右されることなく、独立して意思決定を行っているものと認識しております。また、監査役3名が取締役会に出席するとともに、常勤監査役1名が社内に常勤し、取締役の意思決定過程を適時監査しており、独立性を担保しております。

当社においては、内部統制システム構築の基本方針を明確に定めており、当該基本方針に従って取締役の職務執行及び監査役監査を適正に行うことにより、親会社からの独立性を担保する体制を維持・向上し続けております。

なお、常勤監査役である社外監査役1名は、当社株式を30株保有しているほかは、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

自己株式に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款で定めております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は、7名以内とする旨、定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

取締役の解任の決議要件

当社は取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。これは、特別決議を機動的に行えるよう定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を目的としたものであります。

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。さらに当社は、同法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めておりますが、本書提出日現在、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

当社の利益配当に関する基本方針は、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載の通りであります。また、当社取締役の任期が、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしていることから、配当政策等の是非については、定時株主総会における取締役選任議案として審議・判断されるものと考えております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	-	-	19,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	19,000	-

（注）当社は、前事業年度において、連結子会社を有しておりません。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、過去の実績及び当社の特性等から監査証明業務（内部統制監査に係るものを含む。）に係る業務量を合理的に見積り、適切に決定しております。

また、会社法第399条に基づき、監査役会の同意を得た上で報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)は改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)及び当事業年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
売上高	3,893,919
売上原価	3,152,721
売上総利益	741,198
販売費及び一般管理費	¹ 771,036
営業損失()	29,837
営業外収益	
受取利息	573
受取配当金	147
還付加算金	358
助成金収入	400
その他	52
営業外収益合計	1,532
営業外費用	
支払利息	3,904
株式上場関連費	12,279
その他	1,458
営業外費用合計	17,642
経常損失()	45,947
特別損失	
固定資産売却損	² 1,023
固定資産除却損	³ 5,110
投資有価証券評価損	7,616
事務所移転費用	7,407
減損損失	⁴ 120,852
事業損失引当金繰入額	100,385
貸倒引当金繰入額	173,371
特別損失合計	415,767
税金等調整前当期純損失()	461,715
法人税、住民税及び事業税	4,401
法人税等調整額	8,266
法人税等合計	3,864
当期純損失()	457,851

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		563,900
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		563,900
資本剰余金		
前期末残高		608,821
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		608,821
利益剰余金		
前期末残高		199,903
当期変動額		
剰余金の配当		28,877
当期純損失()		457,851
当期変動額合計		486,728
当期末残高		286,824
自己株式		
前期末残高		-
当期変動額		
自己株式の取得		2,395
当期変動額合計		2,395
当期末残高		2,395
株主資本合計		
前期末残高		1,372,625
当期変動額		
剰余金の配当		28,877
当期純損失()		457,851
自己株式の取得		2,395
当期変動額合計		489,123
当期末残高		883,501
新株予約権		
前期末残高		-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		5,480
当期変動額合計		5,480
当期末残高		5,480
純資産合計		
前期末残高		1,372,625
当期変動額		
剰余金の配当		28,877
当期純損失()		457,851
自己株式の取得		2,395
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		5,480
当期変動額合計		483,643
当期末残高		888,981

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()		461,715
減価償却費		39,022
減損損失		120,852
のれん償却額		27,750
貸倒引当金の増減額(は減少)		174,114
受取利息及び受取配当金		721
支払利息		3,904
株式報酬費用		5,480
固定資産売却損益(は益)		1,023
固定資産除却損		5,110
投資有価証券評価損益(は益)		7,616
事務所移転費用		7,407
事業損失引当金の増減額(は減少)		100,385
売上債権の増減額(は増加)		174,827
たな卸資産の増減額(は増加)		1,193
前払費用の増減額(は増加)		72,649
仕入債務の増減額(は減少)		92,133
未払消費税等の増減額(は減少)		7,585
その他		15,384
小計		209,736
利息及び配当金の受取額		721
利息の支払額		4,124
法人税等の支払額		15,894
法人税等の還付額		12,587
事務所移転費用の支払額		1,628
営業活動によるキャッシュ・フロー		201,398
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		6,234
無形固定資産の取得による支出		32,213
投資有価証券の取得による支出		10,125
保険積立金の払込による支出		893
敷金及び保証金の差入による支出		230
敷金及び保証金の回収による収入		2,300
事業譲受による支出		135,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	2	36,875
投資活動によるキャッシュ・フロー		219,271
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		300,000
長期借入金の返済による支出		74,700
自己株式の取得による支出		2,395
配当金の支払額		28,589
財務活動によるキャッシュ・フロー		194,314
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		176,440
現金及び現金同等物の期首残高		546,289
現金及び現金同等物の期末残高	1	722,730

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 - 社</p> <p>平成21年4月1日付で当社のメディアプランニング事業を新設分割の方法によって100%子会社である株式会社メディアグロウに承継し連結の範囲に含めておりましたが、平成21年9月30日付で連結子会社であった株式会社メディアグロウの株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>この結果、当連結会計年度末には連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表は作成せず、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結貸借対照表を作成していないため、該当事項はありません。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。なお、耐用年数については下記の通りであります。 建 物：3～18年 工具、器具及び備品：4～15年</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェアについては、当社の利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>長期前払費用 均等償却によっております。但し、配信権については、販売数量に基づく償却額と契約期間に基づく均等額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>事業損失引当金 特定事業に係る将来の契約履行に伴い発生する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。</p>
(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結貸借対照表を作成していないため、該当事項はありません。</p>
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	<p>のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。</p>
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

【注記事項】
 (連結損益計算書関係)

当連結会計年度
 (自 平成20年10月1日
 至 平成21年9月30日)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

は次の通りであります。

給与手当	208,043 千円
広告宣伝費	172,139
減価償却費	17,410
貸倒引当金繰入額	742

2. 固定資産売却損の内容は次の通りであります。

工具、器具及び備品	1,023 千円
-----------	----------

3. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

ソフトウェア	5,110 千円
--------	----------

4. 減損損失

当連結会計年度において当社グループは以下の通り減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社 (東京都新宿区)	コンテンツ 事業	ソフトウェア	22,158
		長期前払費用	98,464
		その他	229

当社グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定し、減損損失の認識を行っております。

ソフトウェアについては、コンテンツ事業に含まれる不採算事業の見直しを行ったことにより、当該資産の帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(22,158千円)として計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしておりません。

コンテンツ事業の長期前払費用については、コンテンツ権利獲得に要した契約金及び配信権の一部を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(98,464千円)として特別損失計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,877	-	-	28,877
合計	28,877	-	-	28,877
自己株式				
普通株式(注)	-	60	-	60
合計	-	60	-	60

(注) 普通株式の自己株式の増加60株は、平成21年3月13日開催の当社取締役会決議に基づく取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	5,480
	合計	-	-	-	-	-	5,480

(注) 新株予約権のうち、ストック・オプションについては、「(ストック・オプション等関係)」に記載してあります。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年12月17日 定時株主総会	普通株式	28,877	1,000	平成20年9月30日	平成20年12月18日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	722,730 千円
現金及び現金同等物	722,730 千円
<p>但し、平成21年9月30日付で連結子会社であった株式会社メディアグロウの株式を売却したため、連結貸借対照表は作成しておりませんので、個別貸借対照表の現金及び預金の金額を記載しております。</p>	
2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳	
<p>株式の売却により株式会社メディアグロウが連結子会社でなくなった連結除外時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出との関係は次の通りであります。</p>	
流動資産	310,185 千円
固定資産	4,256 千円
流動負債	298,982 千円
株式売却価額	15,459 千円
未収入金	15,459 千円
連結除外時の現金及び現金同等物	36,875 千円
差引：株式売却による支出	36,875 千円

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。	

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成21年9月30日現在)

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

当社グループは退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 販売費及び一般管理費 5,480千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 23名	当社の監査役 1名	当社の取締役 4名 当社の従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式1,220株	普通株式50株	普通株式1,440株
付与日	平成17年9月20日	平成17年9月20日	平成18年4月17日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで
権利行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名	社外協力者 1名	当社の取締役 3名 当社の従業員 25名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式50株	普通株式10株	普通株式490株
付与日	平成18年4月17日	平成18年4月17日	平成19年1月16日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで	平成19年1月17日から 平成21年1月16日まで
権利行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名	当社の従業員 17名	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式10株	普通株式77株	普通株式1,000株
付与日	平成19年1月16日	平成20年1月16日	平成21年1月19日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年1月17日から 平成21年1月16日まで	平成20年1月16日から 平成22年1月16日まで	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで	平成22年1月17日から 平成27年1月31日まで	平成22年12月18日から 平成23年12月17日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成21年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
期首	83	20	863
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	848
未行使残	83	20	15

	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	-	-	414
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	414
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
期首	50	10	-
権利確定	-	-	414
権利行使	-	-	-
失効	50	-	409
未行使残	-	10	5

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	10	74	-
付与	-	-	1,000
失効	-	74	7
権利確定	10	-	-
未確定残	-	-	993
権利確定後 (株)			
期首	-	-	-
権利確定	10	-	-
権利行使	-	-	-
失効	10	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	100,000	100,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	200,000	200,000	55,500
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	15,969

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

使用した評価方法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性(注)1	60.69%
予想残存期間(注)2	2.5年
予想配当(注)3	1,000円/株
無リスク利率(注)4	1.049%

(注)1. 同業種、企業の発展段階や規模、各種財務指標を考慮し、類似性の高い企業のヒストリカル・ボラティリティを勘案し、平成20年12月22日から平成21年1月19日の株価実績に基づき算定しております。

2. 新株予約権の権利確定までの期間を合理的に見積もることができないため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

3. 平成20年9月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (平成21年9月30日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳 当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、記載しておりません。
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失が計上されているため、差異の内訳については記載しておりません。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

共通支配下の取引等

(会社分割)

当社は、平成21年4月1日付でモバイル・インターネット広告枠の企画、制作、販売を行うメディアプランニング事業を会社分割(新設分割)し、当社100%子会社である株式会社メディアグロウに承継させました。

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称

事業の名称 当社の広告事業のうちメディアプランニング事業

事業の内容 モバイル・インターネット広告枠の企画、制作、販売

(2) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立する会社を承継会社とする新設分割方式(簡易分割)

(3) 結合後企業の名称

株式会社メディアグロウ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

メディアプランニング事業を分社化し、事業採算の明確化及び専門的な人員体制の構築をすることで、事業展開のスピードアップを図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

本新設分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合等会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(子会社の企業結合)

当社は、平成21年9月14日開催の取締役会において、100%子会社である株式会社メディアグロウの全株式を当社の親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスへ譲渡することを決議し、平成21年9月30日付で全株式を譲渡いたしました。

1. 子会社株式の売却

(1) 売却の概要

子会社及び売却先企業の名称及び事業の内容

子会社 : 株式会社メディアグロウ(モバイル広告の企画・販売)

売却先企業: 株式会社セプテーニ・ホールディングス(当社の親会社)

売却を行った主な理由

コンテンツ事業とソリューション事業の2つの事業をコア事業とする事業戦略の一環として、株式会社メディアグロウの株式を売却することといたしました。

なお、同社と株式会社セプテーニ・ホールディングスの子会社である株式会社セプテーニは、連携を深めて強固な販売体制を構築していたことから、同社が今後企業価値を高めるためには株式会社セプテーニと事業連携をさらに強化し、株式会社セプテーニ・ホールディングスの子会社となることが最適であると判断したため、同社株式を株式会社セプテーニ・ホールディングスへ譲渡することを決定いたしました。

株式譲渡日

平成21年9月30日

法的形式を含む売却の概要

法的形式 : 株式譲渡

売却する株式の数: 1,000株

売却価額 : 15,459千円

売却後の持分比率: 0%

(2) 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称

広告事業

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額

売上高 1,134,701千円

経常利益 7,181千円

当期純利益 5,459千円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

	コンテンツ 事業 (千円)	広告事業 (千円)	ソリューション 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,683,341	2,063,064	147,512	3,893,919	-	3,893,919
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,683,341	2,063,064	147,512	3,893,919	-	3,893,919
営業費用	1,560,391	2,028,798	111,431	3,700,621	223,135	3,923,757
営業利益又は 営業損失()	122,950	34,266	36,081	193,298	223,135	29,837
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	-	-	-	-	-	-
減価償却費	43,101	5,445	1,159	49,706	17,066	66,772
減損損失	120,852	-	-	120,852	-	120,852
資本的支出	30,930	1,840	-	32,770	4,322	37,092

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分の主な事業内容

コンテンツ事業.....携帯向けコンテンツの配信

広告事業.....モバイル広告の販売

ソリューション事業...モバイルサイト開発運営等

3. 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は232,135千円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用や役員報酬であります。

4. 資産については、連結貸借対照表を作成していないため記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年9月30日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これにより連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社セプターニ・ホールディングス	東京都新宿区	1,997,978	株式等の保有を通じたグループ企業の統括、管理	被所有 直接54.6	役員の兼任	子会社株式 子会社株式売却益	10,000 5,459	未収入金	15,535

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	株式会社セプターニ	東京都新宿区	300,000	ネット広告事業	-	役員の兼任	広告の販売等	685,588	-	-

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社セプターニ・ホールディングスとの取引については、外部の専門家の評価も考慮し、株式価値算定を時価純資産法により決定しております。

株式会社セプターニとの各取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	株式会社セプターニ	東京都新宿区	300,000	ネット広告事業	-	役員の兼任	広告の販売等	936,500	売掛金	220,421

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社セプターニとの各取引については、市場価格を参考に決定しております。

3. 平成21年9月30日付で連結子会社であった株式会社メディアグロウの全保有株式を売却し、当連結会計年度末には連結子会社に該当しなくなったため、取引金額については連結子会社であった期間の金額を、期末残高については連結子会社に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セプターニ・ホールディングス（ジャスダック証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	- 円
1株当たり当期純損失金額 ()	15,872.26円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p> <p>また、1株当たり純資産額については、連結貸借対照表を作成していないため、記載しておりません。</p>	

(注) 1. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純損失 () (千円)	457,851
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純損失 () (千円)	457,851
期中平均株式数 (株)	28,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 (新株予約権の数1,126個)。詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。</p>

(重要な後発事象)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
<p>自己株式の取得</p> <p>当社は、平成21年11月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由</p> <p>経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にするため。</p> <p>2. 自己株式取得に関する取締役会決議内容</p> <p>(1)取得する株式の種類</p> <p>当社普通株式</p> <p>(2)取得しうる株式の総数</p> <p>500株を上限とする</p> <p>(3)取得の方法</p> <p>市場による買付け</p> <p>(4)株式の取得価額の総額</p> <p>20,000千円を上限とする</p> <p>(5)取得期間</p> <p>平成21年11月26日から平成21年12月30日まで</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、財務諸表の記載事項としております。

【借入金等明細表】

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、財務諸表の記載事項としております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第2四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	第3四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第4四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日
売上高(千円)	-	-	981,907	1,036,431
税金等調整前四半期純損失 金額()(千円)	-	-	253,004	149,902
四半期純損失 金額()(千円)	-	-	258,853	138,125
1株当たり四半期純損失 金額()(円)	-	-	8,982.66	4,793.21

(注) 第1四半期及び第2四半期については連結財務諸表を作成していないため「第5 経理の状況 2. 財務諸表等
 (3) その他」をご参照願います。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	546,289	722,730
売掛金	793,823	342,777
商品	1,422	-
前払費用	95,018	54,025
繰延税金資産	6,592	20,057
未収入金	30,342	39,519
前渡金	10,000	-
その他	262	1,296
貸倒引当金	4,317	8,823
流動資産合計	1,479,436	1,171,583
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	15,611	20,581
建物(純額)	27,266	24,474
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	30,682	46,180
工具、器具及び備品(純額)	39,273	23,535
有形固定資産合計	66,540	48,009
無形固定資産		
のれん	-	117,250
ソフトウェア	60,829	44,923
その他	50	50
無形固定資産合計	60,879	162,223
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,508
長期前払費用	170,915	40,322
敷金及び保証金	279,697	270,113
繰延税金資産	5,474	-
その他	4,318	5,211
貸倒引当金	-	165,871
投資その他の資産合計	460,404	152,284
固定資産合計	587,825	362,517
資産合計	2,067,261	1,534,100

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	530,685	155,151
短期借入金	105,000	105,000
1年内返済予定の長期借入金	-	99,600
未払金	46,527	27,085
未払費用	3,256	3,067
未払法人税等	5,139	3,663
未払消費税等	-	3,426
前受金	976	15,852
預り金	2,734	5,898
事業損失引当金	-	100,385
その他	315	287
流動負債合計	694,635	519,419
固定負債		
長期借入金	-	125,700
固定負債合計	-	125,700
負債合計	694,635	645,119
純資産の部		
株主資本		
資本金	563,900	563,900
資本剰余金		
資本準備金	608,821	148,821
その他資本剰余金	-	460,000
資本剰余金合計	608,821	608,821
利益剰余金		
利益準備金	396	396
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	199,507	287,220
利益剰余金合計	199,903	286,824
自己株式	-	2,395
株主資本合計	1,372,625	883,501
新株予約権	-	5,480
純資産合計	1,372,625	888,981
負債純資産合計	2,067,261	1,534,100

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	3,586,206	2,759,218
売上原価	2,668,031	2,058,243
売上総利益	918,174	700,975
販売費及び一般管理費	² 816,665	² 746,989
営業利益又は営業損失()	101,509	46,014
営業外収益		
受取利息	947	568
有価証券売却益	112	-
受取配当金	-	147
遅延損害金収入	1,129	-
還付加算金	-	358
助成金収入	-	400
業務受託手数料	-	¹ 9,000
その他	34	52
営業外収益合計	2,223	10,527
営業外費用		
支払利息	992	3,904
株式交付費	7,503	-
株式上場関連費	8,609	12,279
上場準備費用	10,628	-
その他	-	1,458
営業外費用合計	27,733	17,642
経常利益又は経常損失()	75,998	53,129
特別利益		
子会社株式売却益	-	¹ 5,459
特別利益合計	-	5,459
特別損失		
固定資産売却損	-	³ 1,023
固定資産除却損	-	⁴ 5,110
投資有価証券評価損	-	7,616
事務所移転費用	-	7,407
減損損失	⁵ 8,250	⁵ 120,852
事業損失引当金繰入額	-	100,385
貸倒引当金繰入額	-	173,371
特別損失合計	8,250	415,767
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	67,748	463,438
法人税、住民税及び事業税	25,691	2,403
法人税等調整額	8,535	7,990
法人税等合計	34,226	5,587
当期純利益又は当期純損失()	33,521	457,851

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)		当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
制作原価		2,611,155	97.9	2,018,163	98.1
労務費		51,995	1.9	37,441	1.8
その他		4,880	0.2	2,637	0.1
当期売上原価		2,668,031	100.0	2,058,243	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	140,000	563,900
当期変動額		
新株の発行	423,900	-
当期変動額合計	423,900	-
当期末残高	563,900	563,900
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	184,921	608,821
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	460,000
新株の発行	423,900	-
当期変動額合計	423,900	460,000
当期末残高	608,821	148,821
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	460,000
当期変動額合計	-	460,000
当期末残高	-	460,000
資本剰余金合計		
前期末残高	184,921	608,821
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	-
新株の発行	423,900	-
当期変動額合計	423,900	-
当期末残高	608,821	608,821
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	396	396
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	396	396
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	181,695	199,507
当期変動額		
剰余金の配当	15,709	28,877
当期純利益又は当期純損失()	33,521	457,851
当期変動額合計	17,811	486,728
当期末残高	199,507	287,220
利益剰余金合計		
前期末残高	182,091	199,903

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
当期変動額		
剰余金の配当	15,709	28,877
当期純利益又は当期純損失()	33,521	457,851
当期変動額合計	17,811	486,728
当期末残高	199,903	286,824
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	2,395
当期変動額合計	-	2,395
当期末残高	-	2,395
株主資本合計		
前期末残高	507,013	1,372,625
当期変動額		
新株の発行	847,800	-
剰余金の配当	15,709	28,877
当期純利益又は当期純損失()	33,521	457,851
自己株式の取得	-	2,395
当期変動額合計	865,611	489,123
当期末残高	1,372,625	883,501
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	5,480
当期変動額合計	-	5,480
当期末残高	-	5,480
純資産合計		
前期末残高	507,013	1,372,625
当期変動額		
新株の発行	847,800	-
剰余金の配当	15,709	28,877
当期純利益又は当期純損失()	33,521	457,851
自己株式の取得	-	2,395
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	5,480
当期変動額合計	865,611	483,643
当期末残高	1,372,625	888,981

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	67,748
減価償却費	38,880
株式交付費	7,503
貸倒引当金の増減額（ は減少）	3,000
受取利息及び受取配当金	947
支払利息	992
有価証券売却損益（ は益）	112
減損損失	8,250
売上債権の増減額（ は増加）	388,436
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,182
前払費用の増減額（ は増加）	153,328
仕入債務の増減額（ は減少）	273,066
未払消費税等の増減額（ は減少）	10,744
その他	12,159
小計	143,148
利息及び配当金の受取額	947
利息の支払額	1,028
法人税等の支払額	88,904
営業活動によるキャッシュ・フロー	232,134
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	101,186
有価証券の売却による収入	101,299
有形固定資産の取得による支出	41,787
無形固定資産の取得による支出	35,327
事業譲受による支出	10,000
保険積立金の払込による支出	893
敷金及び保証金の差入による支出	239,212
投資活動によるキャッシュ・フロー	327,108
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（ は減少）	40,000
株式の発行による収入	840,296
配当金の支払額	15,709
財務活動によるキャッシュ・フロー	864,586
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	305,343
現金及び現金同等物の期首残高	240,946
現金及び現金同等物の期末残高	546,289

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 移動平均法による原価法によっております。	
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数については下記の通りであります。 建 物：6年～18年 工具、器具及び備品：2年～15年 (2) 無形固定資産 定額法 ソフトウェアについては、当社の利用可能期間(3～5年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。 但し、配信権については、販売数量に基づく償却額と契約期間に基づく均等額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数については下記の通りであります。 建 物：3年～18年 工具、器具及び備品：4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェアについては、当社の利用可能期間(5年)に基づいております。また、のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。 (3) 長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用計上しております。	
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。	貸倒引当金 同左 事業損失引当金 特定事業に係る将来の契約履行に伴い発生する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

項目	前事業年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)														
1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行の残高は次の通りであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">105,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">395,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	500,000千円	借入実行残高	105,000千円	差引額	395,000千円	1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行の残高は次の通りであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">400,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">105,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">295,000千円</td> </tr> </table> 2. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">15,535千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	400,000千円	借入実行残高	105,000千円	差引額	295,000千円	未収入金	15,535千円
当座貸越極度額	500,000千円														
借入実行残高	105,000千円														
差引額	395,000千円														
当座貸越極度額	400,000千円														
借入実行残高	105,000千円														
差引額	295,000千円														
未収入金	15,535千円														

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)																																																				
<p>2 . 販売費に属する費用のおおよその割合は32.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は67.6%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">59,837 千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">177,015</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">254,521</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">18,983</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">71,496</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">3,000</td></tr> </table> <p>5 . 減損損失 当事業年度において当社は以下の通り減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 55%;">減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 (東京都新宿区)</td> <td>その他 事業</td> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">8,250</td> </tr> </tbody> </table>	役員報酬	59,837 千円	給料手当	177,015	広告宣伝費	254,521	減価償却費	18,983	地代家賃	71,496	貸倒引当金繰入額	3,000	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	本社 (東京都新宿区)	その他 事業	のれん	8,250	<p>1 . 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>業務受託手数料</td><td style="text-align: right;">9,000 千円</td></tr> <tr><td>子会社株式売却益</td><td style="text-align: right;">5,459 千円</td></tr> </table> <p>2 . 販売費に属する費用のおおよその割合は24.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は75.9%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">63,954 千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">196,336</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">172,139</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">17,245</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">71,551</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">742</td></tr> </table> <p>3 . 固定資産売却損の内容は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">1,023 千円</td></tr> </table> <p>4 . 固定資産除却損の内容は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">5,110 千円</td></tr> </table> <p>5 . 減損損失 当事業年度において当社は以下の通り減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 55%;">減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本社 (東京都新宿区)</td> <td rowspan="3">コンテンツ 事業</td> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">22,158</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td style="text-align: right;">98,464</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">229</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定し、減損損失の認識を行っております。</p> <p>当社の一部事業において、今後の収益化が困難と判断されるため、帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(8,250千円)として特別損失に計上いたしました。</p> <p>当該資産の回収可能価額は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。</p>	業務受託手数料	9,000 千円	子会社株式売却益	5,459 千円	役員報酬	63,954 千円	給料手当	196,336	広告宣伝費	172,139	減価償却費	17,245	地代家賃	71,551	貸倒引当金繰入額	742	工具、器具及び備品	1,023 千円	ソフトウェア	5,110 千円	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	本社 (東京都新宿区)	コンテンツ 事業	ソフトウェア	22,158	長期前払費用	98,464	その他	229
役員報酬	59,837 千円																																																				
給料手当	177,015																																																				
広告宣伝費	254,521																																																				
減価償却費	18,983																																																				
地代家賃	71,496																																																				
貸倒引当金繰入額	3,000																																																				
場所	用途	種類	減損損失 (千円)																																																		
本社 (東京都新宿区)	その他 事業	のれん	8,250																																																		
業務受託手数料	9,000 千円																																																				
子会社株式売却益	5,459 千円																																																				
役員報酬	63,954 千円																																																				
給料手当	196,336																																																				
広告宣伝費	172,139																																																				
減価償却費	17,245																																																				
地代家賃	71,551																																																				
貸倒引当金繰入額	742																																																				
工具、器具及び備品	1,023 千円																																																				
ソフトウェア	5,110 千円																																																				
場所	用途	種類	減損損失 (千円)																																																		
本社 (東京都新宿区)	コンテンツ 事業	ソフトウェア	22,158																																																		
		長期前払費用	98,464																																																		
		その他	229																																																		
<p>当社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定し、減損損失の認識を行っております。</p> <p>ソフトウェアについては、コンテンツ事業に含まれる不採算事業の見直しを行ったことにより、当該資産の帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(22,158千円)として計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしていません。</p> <p>コンテンツ事業の長期前払費用については、コンテンツ権利獲得に要した契約金及び配信権の一部を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(98,464千円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。</p>																																																					

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	22,768	6,109	-	28,877
合計	22,768	6,109	-	28,877
自己株式	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式の増加は、公募による5,000株の新株発行(払込期日:平成20年3月17日)及び新株予約権の行使による増加1,109株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

(注) 新株予約権のうち、ストック・オプションについては、「(ストック・オプション等関係)」に記載しておりません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月18日 定時株主総会	普通株式	15,709	690	平成19年9月30日	平成19年12月19日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年12月17日 定時株主総会	普通株式	28,877	利益剰余金	1,000	平成20年9月30日	平成20年12月18日

当事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式				
普通株式(注)	-	60	-	60
合計	-	60	-	60

(注) 普通株式の自己株式の増加60株は、平成21年3月13日開催の当社取締役会決議に基づく取得によるものであります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	546,289 千円
現金及び現金同等物	546,289 千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。	同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成21年9月30日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	2,508
合 計	2,508

(注) 当事業年度において、有価証券について7,616千円(その他有価証券で時価のない株式7,616千円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 23名	当社の監査役 1名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式1,220株	普通株式50株	普通株式30株
付与日	平成17年9月20日	平成17年9月20日	平成17年9月20日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。
対象勤務期間	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで	平成17年9月20日から 平成19年7月31日まで
権利行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで

	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の従業員 22名	当社の監査役 1名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式1,440株	普通株式50株	普通株式10株
付与日	平成18年4月17日	平成18年4月17日	平成18年4月17日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。
対象勤務期間	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで	平成18年4月17日から 平成20年3月31日まで
権利行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 25名	当社の監査役 1名	当社の従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式490株	普通株式10株	普通株式77株
付与日	平成19年 1月16日	平成19年 1月16日	平成20年 1月16日
権利確定条件	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	いずれかの証券取引所に上場された場合に限る。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年 1月17日から 平成21年 1月16日まで	平成19年 1月17日から 平成21年 1月16日まで	平成20年 1月16日から 平成22年 1月16日まで
権利行使期間	平成21年 1月17日から 平成25年12月31日まで	平成21年 1月17日から 平成25年12月31日まで	平成22年 1月17日から 平成27年 1月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成20年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定 未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
期首	950	50	30
権利確定	-	-	-
権利行使	842	30	30
失効	25	-	-
未行使残	83	20	-

	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	1,125	50	10
付与	-	-	-
失効	55	-	-
権利確定	1,070	50	10
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
期首	-	-	-
権利確定	1,070	50	10
権利行使	207	-	-
失効	-	-	-
未行使残	863	50	10

	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	480	10	-
付与	-	-	77
失効	66	-	3
権利確定	-	-	-
未確定残	414	10	74
権利確定後 (株)			
期首	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価(円)	228,000	251,000	307,000
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	100,000	100,000	100,000
行使時平均株価(円)	205,000	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-
	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成20年ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単価当たり本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、類似公開企業比較方式により算定しております。

なお、当事業年度末における本源的価値の合計額は零であります。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

ストック・オプション等関係については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載の通りであります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)																																												
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">1,756</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">3,356</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア償却超過額</td> <td style="text-align: right;">1,805</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">1,183</td> </tr> <tr> <td>のれん償却損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">4,584</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">600</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">13,287</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,221</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">12,066</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	貸倒引当金繰入超過額	1,756	減損損失	3,356	ソフトウェア償却超過額	1,805	一括償却資産損金算入限度超過額	1,183	のれん償却損金算入限度超過額	4,584	その他	600	繰延税金資産小計	13,287	評価性引当額	1,221	繰延税金資産合計	12,066	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">40,560</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">71,083</td> </tr> <tr> <td>事業損失引当金</td> <td style="text-align: right;">40,846</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">30,266</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">9,453</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">3,098</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,523</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,077</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">199,910</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">179,852</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">20,057</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	税務上の繰越欠損金	40,560	貸倒引当金繰入超過額	71,083	事業損失引当金	40,846	減損損失	30,266	減価償却超過額	9,453	投資有価証券評価損	3,098	未払事業税	1,523	その他	3,077	繰延税金資産小計	199,910	評価性引当額	179,852	繰延税金資産合計	20,057
繰延税金資産	(千円)																																												
貸倒引当金繰入超過額	1,756																																												
減損損失	3,356																																												
ソフトウェア償却超過額	1,805																																												
一括償却資産損金算入限度超過額	1,183																																												
のれん償却損金算入限度超過額	4,584																																												
その他	600																																												
繰延税金資産小計	13,287																																												
評価性引当額	1,221																																												
繰延税金資産合計	12,066																																												
繰延税金資産	(千円)																																												
税務上の繰越欠損金	40,560																																												
貸倒引当金繰入超過額	71,083																																												
事業損失引当金	40,846																																												
減損損失	30,266																																												
減価償却超過額	9,453																																												
投資有価証券評価損	3,098																																												
未払事業税	1,523																																												
その他	3,077																																												
繰延税金資産小計	199,910																																												
評価性引当額	179,852																																												
繰延税金資産合計	20,057																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7 %</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.9</td> </tr> <tr> <td>役員報酬損金不算入</td> <td style="text-align: right;">2.9</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">3.4</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">50.5</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	役員報酬損金不算入	2.9	住民税均等割等	3.4	評価性引当額	1.8	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.5	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、差異の内訳については記載しておりません。</p>																												
法定実効税率	40.7 %																																												
(調整)																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9																																												
役員報酬損金不算入	2.9																																												
住民税均等割等	3.4																																												
評価性引当額	1.8																																												
その他	0.2																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.5																																												

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)

当社は、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)

共通支配下の取引等

(会社分割)

当社は、平成21年4月1日付でモバイル・インターネット広告枠の企画、制作、販売を行うメディアプランニング事業を会社分割 (新設分割) し、当社100%子会社である株式会社メディアグロウに承継させました。

その他の情報については、連結財務諸表における企業結合等関係の注記と同様のため記載を省略しております。

(子会社の企業結合)

当社は、平成21年9月14日開催の取締役会において、100%子会社である株式会社メディアグロウの全株式を当社の親会社である株式会社セプテーニ・ホールディングスへ譲渡することを決議し、平成21年9月30日付で全株式を譲渡いたしました。

1. 子会社株式の売却

平成21年9月期の財務諸表において、5,459千円の子会社株式売却益を特別利益に計上しております。

その他の情報については、連結財務諸表における企業結合等関係の注記と同様のため記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成19年10月1日 至平成20年9月30日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社セプテーニ	東京都新宿区	300,000	ネット広告事業	-	役員2名	広告の販売代理及び広告制作の受託等	広告の販売代理及び広告制作の受託等	896,955	売掛金	214,455

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社セプテーニとの各取引については、市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)		当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	47,533.51円	1株当たり純資産額	30,659.03円
1株当たり当期純利益金額	1,291.44円	1株当たり当期純損失金額()	15,872.26円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	1,275.37円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下の通りであります。

項目	前事業年度末 (平成20年9月30日)	当事業年度末 (平成21年9月30日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,372,625	888,981
普通株式に係る純資産額(千円)	1,372,625	883,501
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	-	5,480
普通株式の発行済株式数(株)	28,877	28,877
普通株式の自己株式数(株)	-	60
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	28,877	28,817

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期 純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	33,521	457,851
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	33,521	457,851
期中平均株式数(株)	25,957	28,846
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	327	-
(うち新株予約権)	(327)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権(新株予約権の数498 個)。詳細は「第4 提出会社の状 況 1 株式等の状況(2) 新株予 約権等の状況」に記載の通りであ ります。	新株予約権(新株予約権の数 1,126個)。詳細は「第4 提出会 社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載の通 りであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)						
<p>1. 営業の譲受</p> <p>平成20年4月14日開催の取締役会において、平成20年10月1日をもって株式会社テレマーケティングジャパン(以下、「TMJ」という。)より携帯コンテンツ事業に関する営業を譲り受けることを決議し、平成20年10月1日付けで携帯コンテンツ事業を譲り受けました。</p> <p>(1) 譲受の目的</p> <p>当社は、各移動体通信事業者(以下、「通信キャリア」という。)が提供するメニューサービスにおいてモバイルサイトを運営するコンテンツ・メディア事業を展開しておりますが、同事業の更なる業容拡大を図るため、TMJより携帯コンテンツ事業に関する営業を譲り受けるものであります。</p> <p>(2) 譲り受けた事業の内容</p> <p>TMJが通信キャリアの提供するメニューサービスにおいて運営するモバイルサイトに関する営業</p> <p>(3) 譲受の内容</p> <p>譲受価額 120,000千円</p> <p>譲り受けた資産・負債の項目 のれんの譲受のため、該当項目はありません。</p> <p>(4) 重要な特約等</p> <p>本事業譲渡の実行は、以下の条件を充足させることと、もしくは、その条件の充足の見込みがあると双方が合意していることを条件とします。</p> <p>TMJが契約するすべての通信キャリアについて、同社から当社への契約上の地位の承継について承認を得ていること。</p> <p>当該事業譲渡に関連するモバイルサイトのユーザーに対し、本件の利用契約の契約上の地位の承継に必要な手続きがすべて完了していること。</p> <p>(5) 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</p> <p>のれんの金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">譲受価額</td> <td style="text-align: right;">120,000千円</td> </tr> <tr> <td>譲受到に伴う費用</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">130,000千円</td> </tr> </table> <p>発生原因</p> <p>今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。</p> <p>償却方法及び償却期間</p> <p>のれんの償却については、5年で均等償却を行うこととしております。</p>	譲受価額	120,000千円	譲受到に伴う費用	10,000千円	計	130,000千円	<p>自己株式の取得</p> <p>当社は、平成21年11月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由</p> <p>経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にするため。</p> <p>2. 自己株式取得に関する取締役会決議内容</p> <p>(1)取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2)取得しうる株式の総数 500株を上限とする</p> <p>(3)取得の方法 市場による買付け</p> <p>(4)株式の取得価額の総額 20,000千円を上限とする</p> <p>(5)取得期間 平成21年11月26日から平成21年12月30日まで</p>
譲受価額	120,000千円						
譲受到に伴う費用	10,000千円						
計	130,000千円						

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	42,878	2,176	-	45,055	20,581	4,969	24,474
工具、器具及び備品	69,956	3,490	3,730	69,716	46,180	17,657	23,535
有形固定資産計	112,835	5,666	3,730	114,771	66,761	22,626	48,009
無形固定資産							
のれん	-	145,000	-	145,000	27,750	27,750	117,250
ソフトウェア	87,112	30,635	31,047 (22,158)	86,700	41,777	15,495	44,923
その他	50	-	-	50	-	-	50
無形固定資産計	87,162	175,635	31,047	231,750	69,527	43,245	162,223
長期前払費用	202,940	23,467	70,216 (70,196)	156,190	115,868	83,843	40,322 (457)
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

建物	事務所移転に係る設備工事	2,176千円
工具、器具及び備品	サーバー、PC等の購入	3,490千円
のれん	事業の譲受	145,000千円
ソフトウェア	サイト及び管理システムの開発	30,635千円
長期前払費用	原盤印税	23,341千円

2. 当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

工具、器具及び備品	会社分割による引渡資産	1,048千円
	オフィス家具等の売却	2,682千円
ソフトウェア	会社分割による引渡資産	3,778千円
	自社メディア減損損失	18,866千円
	コマースサイト減損損失	1,780千円
	アーティストサイト減損損失	1,512千円
	アフィリエイト事業に係るソフトウェア除却	5,110千円
長期前払費用	配信契約金減損損失	46,854千円
	原盤印税減損損失	23,341千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. 長期前払費用の「差引当期末残高」欄の()内の数値は一年内償却予定の長期前払費用であり、貸借対照表上は流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	105,000	105,000	1.299	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	99,600	1.388	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	125,700	1.388	平成22年~23年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
計	105,000	330,300	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	99,600	26,100	-	-

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,317	174,114	-	3,736	174,695
事業損失引当金	-	100,385	-	-	100,385

(注) 貸倒引当金の当期減少額のうち他は会社分割によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	108
預金	
普通預金	722,622
小計	722,622
合計	722,730

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	143,275
KDDI株式会社	84,592
ソフトバンクモバイル株式会社	66,379
リアライズ・モバイル・コミュニケーションズ株式会社	10,318
メルセデス・ベンツ日本株式会社	8,484
その他	29,728
合計	342,777

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
793,823	2,897,179	3,348,225	342,777	90.7	71.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

敷金及び保証金

区分	金額(千円)
敷金	73,612
保証金	196,501
合計	270,113

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社コムドアーズ	23,463
ソフトバンク クリエイティブ株式会社	21,812
有限会社YARD	14,370
社団法人日本音楽著作権協会	9,307
株式会社モバイルブック・ジェーピー	5,588
その他	80,609
合計	155,151

短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社三井住友銀行	5,000
合計	105,000

1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	99,600
合計	99,600

長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	125,700
合計	125,700

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第2四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	第3四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第4四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日
売上高(千円)	813,949	1,061,631	-	-
税引前四半期純損失 金額()(千円)	48,592	10,216	-	-
四半期純損失金額() (千円)	29,014	31,857	-	-
1株当たり四半期純損失 金額()(円)	1,004.75	1,103.45	-	-

(注) 第3四半期及び第4四半期については連結財務諸表を作成しているため「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等
 (2) その他」をご参照願います。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次の通りです。 http://www.axelmark.co.jp/ir/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

平成20年12月17日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

(第17期第1四半期)(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)平成21年2月13日関東財務局長に提出。

(第17期第2四半期)(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)平成21年5月15日関東財務局長に提出。

(第17期第3四半期)(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)平成21年8月14日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2(新設分割)の規定に基づく臨時報告書

平成21年2月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号(当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

平成21年8月5日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

平成21年11月6日関東財務局長に提出。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自平成21年3月13日至平成21年3月31日)平成21年4月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自平成21年4月1日至平成21年4月30日)平成21年5月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自平成21年5月1日至平成21年5月31日)平成21年6月12日関東財務局長に提出。

報告期間(自平成21年6月1日至平成21年6月30日)平成21年7月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自平成21年7月1日至平成21年7月31日)平成21年8月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自平成21年8月1日至平成21年8月31日)平成21年9月18日関東財務局長に提出。

報告期間(自平成21年9月1日至平成21年9月30日)平成21年10月14日関東財務局長に提出。

報告期間(自平成21年11月26日至平成21年11月30日)平成21年12月14日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月15日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アクセルマーク株式会社の平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アクセルマーク株式会社が平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。